

日程第1 一般質問

4番 長尾和則

- (1) 介護保険制度および地域福祉の新たな局面にむけて
- (2) 飯沼橋の架け替えについて

3番 中塚礼次郎

- (1) 自衛隊員募集に関する対象者名簿提供の除外申請について
- (2) 带状疱疹ワクチン接種費用への補助制度導入について

5番 桂川雅信

- (1) 「つながり人口」拡大に向けた組織的対応を  
～知ってつながる人々の増加は「ファン拡大」の入り口～
- (2) 地域連携で地域案内人の養成と組織の設立を
- (3) ゴミ袋への氏名の記名について

2番 松村利宏

- (1) 防災・減災（能登半島地震の教訓）について
- (2) 人口減少対応及び持続可能な経済の構築（第6次総合計画後期計画）について

6番 山崎啓造

- (1) 農業を軸に地域内外の取引を拡大し、地域の持続性を確保していく施策の方向性を示す、とする中川村地域活性化ビジョン。どのように取り組み推し進め切り開いていくか

9番 大原孝芳

- (1) 能登半島地震を機に、村の防災施策を問う

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
- 2番 松村利宏
- 3番 中塚礼次郎
- 4番 長尾和則
- 5番 桂川雅信
- 6番 山崎啓造
- 7番 島崎敏一
- 8番 大島歩
- 9番 大原孝芳
- 10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤清隆  
書記 座光寺てるこ

# 令和6年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和6年3月8日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 長尾和則議員。

○4番 (長尾 和則) おはようございます。(一同「おはようございます」)

私は、さきに提出しました通告書のとおり2項目について質問をさせていただきます。

最初の項目として「介護保険制度および地域福祉の新たな局面にむけて」について大きく4点の質問をいたします。

3年ごとの介護保険制度改正が2024年度に実施されます。団塊の世代が全て75歳以上になる2025年度を前にした改正であり、新たな局面へのスタートとなるわけがあります。

村においても介護保険法第117条に基づき介護保険事業を円滑に進めるための基本事項を定めた中川村第9期介護保険事業計画を2024年度～2026年度を対象期間として現在策定中であります。詳細説明は今月実施される議会全員協議会でされると承知しておりますが、今回の私の質問は、超高齢化と人口減少が進行する現況の中で、中川村として介護保険制度をいかに円滑に運営していくかについてお尋ねしたいと思っております。

あわせて、本年4月から展開される予定である第1期中川村地域福祉計画を念頭に、今後の地域福祉全般について、その考え方をお聞きいたします。

まず村における介護保険制度の現状と将来についてお尋ねいたします。

中川村の介護保険制度被保険者数は、2023年度現在、65歳以上の方が対象となる第1号被保険者が1,721名、40歳以上65歳以上の方が対象となる第2号被保険者が1,399名、合計3,120名であり、その人数は年々減少しており、2023年には2,930名と推定されています。

一方、被保険者に対する要介護、要支援の認定者の割合は、2023年時点で第1号被保険者において15.3%、第2号被保険者において0.4%となっております。

視点を変えまして、2023年10月時点の中川村の人口構成を見ますと、70歳～79歳の方が725名お見えになります。これは村の全人口の15.8%を占めており、10

歳ごとの世代人口では一番多くなっております。

2018年度～2022年度の5年間における要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢は84.4歳であることを考えると、村で世代人口が一番多い現在の70歳代の方々が10年後に80歳代になられたときには、被保険者に対する認定者の割合は現時点より高くなっていると予測できます。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

1点目、介護保険料を支払う被保険者数が減少傾向の中で、介護・支援認定者の割合が増加となる場合、村の介護保険制度の持続可能性についてどのように考えるかお尋ねいたします。

2点目、対策としては介護予防の推進、介護サービスの効率化や質の向上、制度の財政基盤の強化、国や県の財政支援等が考えられますが、今後、具体的にどのような手を打っていくのか、併せてお尋ねいたします。

○保健福祉課長 中川村における介護保険制度の見直しについて御質問でありました。それについてお答えをさせていただきます。

まず、介護保険事業を安定的に進めていく上でポイントとなる点としては、1つ目として介護認定者と介護給付費の抑制、2つ目としまして1号被保険者——65歳以上になりますが——この方たちの人数、3つ目としまして介護を担う人材、以上の3点を重点として事業を進めております。

1つ目の介護認定者と介護給付費の抑制については、中川村の平成30年～令和4年度までの5年間の新規介護認定者の平均年齢は議員さんもおっしゃっていたとおり84.4歳でした。それで、国の調査でも年齢とともに介護の認定率は上昇し、85歳では60%の人が介護認定を受けていると報告をされていて、村でも同じような状況となっております。

村では75歳以上の人口が2030年頃まで上昇すると見込まれていることから、介護給付費をいかに抑制できるかが今後の重要なポイントとなってきます。

2つ目の一般被保険者——65歳上の人口ですが、介護保険の財源の23%が1号被保険者の保険料とされているところです。実はこの23%が24%になることも検討がされています。介護保険料は予測する介護給付費の23%を65歳以上の人口で割って決めているものですので、人数が少なくなれば保険料を上げざるを得ないというような状況になってきます。

中川村の65歳以上の人口は、令和2年をピークに減少に入っております。

3つ目としまして、介護を担う人材の不足は、例を言いますと、幾ら特養やグループホームなどの施設があっても、そこで働く人がいなければ実際に入ることはできない、そもそも介護保険を使いたいのに相談員——ケアマネジャーがいなくては何をどう利用したいか分からないということなどもあります。

以上のことから、介護認定者と介護給付費を抑制して介護保険料の上昇を抑えていければ介護保険制度を持続させていくことができると今のところは考えております。

それで、質問の2つ目の、じゃあ具体的な対策はどのようなことかというところで

ありますが、介護認定者と介護給付費を抑制するためには、加齢に伴う心身機能の低下は仕方のないことですが、介護保険サービスを有効に利用して重度化を予防することがこの年齢の方たちには大切となってきます。

また、新規で介護認定の申請をする年齢を少しでも上げ、元気で暮らす時間を長くすることも大切になってきます。

要介護認定を受ける際の原因となる病気——疾患について見てみますと、予防が可能な疾患として生活習慣病があります。皆さんも御存じだと思います。

中川村の 65 歳以下の 2 号被保険者の要介護認定に至った原因疾患は脳血管疾患が一番多く、この疾患は、高血圧や脂質異常症、糖尿病、こちらなどのコントロールで実は防ぐことができた可能性が高い疾患です。

また、軽度の介護認定の原因としまして多い骨格筋系の疾患、こちらは運動不足等の解消で予防が可能な疾患と言われております。

若いうちから介護認定を受ける状態になることは、認定者数を増やすこと、また介護サービスの利用を長期化させることも考えられ、全体の給付費を増加させることにもつながります。

以上のことから、やはり介護予防、重度化予防の取組、介護認定の平均年齢を上げつつ認定率を抑えていくこと、こちらのことをいつも重点に、また取組を進めていきたいと考えております。

○ 4 番 (長尾 和則) よく分かりました。

今おっしゃったように、中川村でも問題ですが、国全体においても大きな課題であることは論をまたないと思います。

私も調べたんですが、国全体での介護費用の総額は、現在は介護保険制度が始まった 2000 年に比べて約 3 倍の 11.7 兆円になっておるそうであります。

保険料の全国平均は月額 6,000 円ということです。中川村の場合、現在 65 歳以上の第 1 号被保険者の方の保険料は 6,400 円でありますので、6,400 円というのをお聞きしたところ、長野県下 77 市町村中で 11 番目に高い金額だそうでありますけれども、財政面で見ても非常に厳しい局面に立たされつつあるということが今の課長の説明でもよく分かりました。

村としても、これは当然かと思いますが、この問題はきちんと正面で捉えて取り組んでいかなければいけない問題であると思っております。

次の項目に移ります。

次に介護サービス事業者の現状について 2 点質問いたします。

ただいま課長のほうから介護事業者のお話もありましたけれども、2 点お尋ねしたいと思います。

1 点目、要介護、要支援の認定を受けた方が利用する介護サービス事業者がいわば介護の実働を担うこととなりますけれども、その事業者の人材確保について村は実情をどのように認識しているかお尋ねいたします。

2 点目、全国的に介護職員の処遇改善や職場環境の改善が叫ばれています。これら

について村は実情をどのように認識されているかお尋ねいたします。

○保健福祉課長

人材確保について村の現状をお答えします。

介護保険制度が目指す自立支援は、加齢によって要介護状態となっても自らの意思で自分らしく社会参加し続けることを支援することです。

元気な高齢者は続けられる限り働き、あるいは活動し、たとえ自分で働くことができない体であっても誰かの役に立つ存在であり続けることの大切さをお互いに理解し合い、支え合う体制をつくり上げていく必要があります。その体制をつくる上では、専門職、行政、事業所などの社会資源、住民同士の助け合いなど、様々な力が必要となります。

その中で、専門職が担うサービスは誰もができるものではなく、専門性が高くなるので担い手の育成は必須となります。

国の調査によりますと、介護人材の需要と供給は、このまま 2050 年を迎えると中川村でも現在より 2 割～3 割介護職員を増やす必要があると言われております。

村の介護事業所でも担い手不足や担い手の高齢化は問題となっております。募集をかけても応募がない、仕事が続かないなど、人材確保が難しくなっている実情があります。

次に質問の 2 番目に入りますが、そのための介護職員の処遇改善についてであります。村だけではなく、やはり全国的に介護の担い手が減少する中で、介護人材の確保が難しくなっていることは村も同じで、中でも給料の高いほうへ人材が動いていく現状があります。そのため、来年度は介護サービスの報酬改定が行われます。その中では、専門職の種類による格差が少なくなるよう、処遇改善も見直しをされます。

国の動向を見ながら、人材確保についても村内の事業所と一緒に検討していきたいと考えております。

○ 4 番

(長尾 和則) そうですね。中川村でも二、三十年後の人材不足が危惧されるということですね。

私は全国の状況を調べましたんでちょっと申し述べますが、これは厚生労働省の調査です。

2023 年度時点で必要な介護職員数は 233 万人が必要だそうですが、これに対してその時点で 22 万人不足している。団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるのは 2040 年ですけれども、この時点では必要な介護職員数約 280 万人に対して何と 69 万人が不足するであろうという調査が出ております。先ほど課長のおっしゃられた傾向と一緒にしたいと思います。

これも先ほどおっしゃいましたが、人材不足の解消のためには、処遇改善、これが不可欠であることは間違いありません。

一方、現実として、介護事業所の収入っていうのは公定の介護報酬に左右されてしまうわけですね。過去から 3 年に一度の介護報酬改定は行われているわけですが、2012 年——今から 12 年前から今日まで、給料は平均で約 10 万円引き上げられてきたというふうに言われております。それでも 2020 年現在で介護産業における月収は全

産業平均と比較して約6万円低いという調査が出ております。

現実問題として、介護報酬を上げようと思うと、税金や、先ほどおっしゃったように保険料、これの確保が必要となるために、なかなか実現は容易ではない、これはよく分かるんですが、これも先ほど課長がちょっと触れられましたが、実際に2024年度——来年度の今回の改定では過去2番目に大きな上げ幅になると、具体的な数字で言いますと1.59%の報酬増が決まっております。

ただし、訪問介護、ホームヘルパーと呼ばれる方々、この方々の基本報酬を2～4%下げるという結果が出ておりまして、業界団体やマスコミからの批判が相次いでいる現状であります。

ただ、これも私はよく調べたんですが、これはなかなか複雑な問題で、一概には言えないかと思えますけれども——ちょっと本論からずれてすみません。ホームヘルパーの方の基本報酬は減るんですけども、処遇改善加算がホームヘルパーさんには手厚くされるということですので、実際にはお給料は下がらないというのが国の現在の説明であります。

私はマスコミを通じて調べただけですので、これ以上は申しかねます。

いずれにしましても、介護という崇高なお仕事、これに従事されている方々への尊敬と感謝の気持ちを忘れてはならないと思えます。

私自身も複数の身内の者が介護職員の方々や介護事業所に現在進行形でお世話になっております。感謝の念に堪えないところであります。

それでは次の質問に行かせていただきます。

次に中川村の地域包括支援センターについて質問いたします。

村は介護予防の拠点として地域包括支援センターを設置しています。2005年の介護保険法改正で創設され、地域の高齢者の総合相談や高齢者の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しております。

地域包括支援センターには保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員——一般に主任ケアマネジャーと呼ばれている方々の配置が義務づけられていますが、中川村ではそれぞれ何名の方が従事されているかお尋ねします。

2点目です。

いずれの資格も高度な知識、識見が求められ、資格取得には大変な努力と研さんを要すると伺っております。

中川村では将来にわたってこれらの資格者の配置について欠員が生じるおそれはないでしょうか。

まずこの2点について質問いたします。

それでは地域包括支援センターについてお答えをさせていただきます。

1つ目の質問であります。現在、中川村地域包括支援センターの専門職は社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種がそろっており、1人が複数の資格を保有しているため、実質は5人で介護保険事業の実働をしております。

2点目ではありますが、保健師、社会福祉士は大学や専門学校を卒業して資格を取得

し、社会福祉士は実務経験により資格を取得することも可能な資格になっています。

主任介護支援専門員は、国家資格を持つ専門職が5年以上の実務経験の下で介護支援専門員の資格を取り、さらに5年以上の実務経験を積んで取得するものになります。

介護支援専門員はもともと持っている国家資格があるため、資格を取得しても実務に就かない傾向が現在にあります。そのため、現在の介護支援専門員は高齢化が問題となっているという新たな問題もあるというようなどころもあります。

どこの事業所でも、村においてもそうですけど、募集しても応募がない状態で、今のところは何とか実働は担えておりますが、今後、担い手の不足は心配されているというところでもあります。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。5名ということでお聞きしました。

介護保険法施行規則を見ますと、中川村の第1号被保険者の人数、この規模ですと先ほどの3職種のうち2名を配置ということでもよいと、2名を配置し、うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とするという条項があるんですが、中川村の場合は5名という厚い配置をさせていただいておる、これは大変ありがたい状況だと思います。

ただ、将来に向けては若干不安があるということですので、これも視野に入れていかななくてはいけない。

逆に言えば、先ほど述べた3職種の人材は、世間一般的には人材を確保することが難しいと言えるのかもしれませんが。

そこで次の3点目4点目を併せて質問いたします。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員は、高齢者福祉のみにとどまらず、中川村の福祉全般を持続、進展させていくためのキーマンとなられる方々であります。これらの方々の給与報酬には何らかの加算があつてしかるべきだと私は考えますが、現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

4点目です。

村は中川村第9期介護保険事業計画の上位計画である第1期中川村地域福祉計画を現在策定中であり、介護保険事業を含めた村の地域福祉全体を推進していくための大きな方向性を示そうとしております。

この中では、現在は地域住民が抱える課題が複雑化、複合化しており、従来の子ども、障害、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制に加えて、今後は地域共生社会の実現に向けて包括的な相談・支援体制の構築を進める必要があることがうたわれております。その理念は非常に大切であると、よく理解できるところであります。

第1期中川村地域福祉計画の計画期間は来年度——2024年度～2028年度の5年間ですが、この計画を推進するために現在の地域包括支援センターに今後さらなる負荷がかかることはないでしょうか。

この2点について質問をいたします。

○保健福祉課長 それでは3番目と4番目の質問に対してのお答えになりますが、専門職への加算の措置を行ってはおりません。

○保健福祉課長

地方公務員法で職員の給与など勤務条件は条例で定めるとされており、村では一般職の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例で給与及び諸手当が定められており、御質問の加算については定められていません。

なお、会計年度任用職員については採用時の初任給の基礎号給がほかの職種より高く定められております。

続きまして4番目の質問に対するお答えであります。村でも今後の体制を考える上で人材確保は常に考えております。

しかし、社会全体で福祉分野が担う相談が複雑で困難化していることは中川村のような小さな村であっても同様で、専門職不足は大きな課題になります。

専門職は一人一人の支援を丁寧に行っていく力が必要ですが、専門職の専門性があるからこそ地域に働きかけることもできると考えております。

地域の中の様々な力を集結してみんなで支え合う地域共生社会の実現に取り組んでいきたいと考えております。皆様一人一人の御協力で恐らく地域共生社会は実現していくと思っております。

○4 番 (長尾 和則) 手当は支払われていないということをお聞きしました。

私は、3専門職に対して行政から資格手当を支払っている全国的な割合をA Iを使って調べてみました。2023年3月末時点のデータであります。あくまでも調査の一例を用いたものですので、こういった調査っていうのはよくあるんですが、調査期間や調査方法によって若干結果が違ってきますので、参考値としてお聞きいただけたらと思います。

まず保健師、全国市町村は1,718市町村あるわけですが、このうち資格手当を支給している割合は約78.4%、社会福祉士は同じく約83.5%、主任介護支援専門員は約71.2%と、全国的には7割以上の行政が資格手当を支払っているという結果が出てまいりました。これはあくまでも参考値としてお聞きいただきたいと思います。

いずれにしましても、いずれの資格をお持ちの方も今後の村の福祉行政の重要な一端を担っていく方々ですので、ぜひ何らかの処遇改善、報酬加算を、今後、ぜひ村長さん、総務課長さんには検討いただけたらと思います。

次の質問の地域包括支援センターは、現在もお話を聞くと大分負荷がかかっているということをお聞きしました。大変皆さんは頑張っておられるというふうにお聞きしました。敬意を表するところであります。

ただ、その方々の努力のみに頼っておるといけない、行政として、組織として、やはり何らかの手を打っていかないと、この方々がくたびれてしまつては元も子もありませんので、ぜひしっかりと視野に入れて取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に参ります。

次に、中川村の福祉を担う人材の確保について2点質問いたします。

中川村が将来にわたって円滑に介護保険制度や地域福祉全般を運営するためには、福祉全般を担える人材の確保が重要であると考えます。

行政組織における人材確保とともに、地域福祉の推進団体として重要な役割を果た

している中川村社会福祉協議会における人材確保も含めて、村長のお考えを伺います。

2点目、若い人材で社会福祉を志す方々、具体的には4年制大学の社会福祉学部で専門知識を学んでいる方々、これらの方々は将来のスペシャリストとして大いに期待ができると考えます。

近郊で社会福祉学部がある4年制大学は、県内では上田市にあります公立大学法人長野大学、愛知県知多郡美浜町に本部を置く私立の日本福祉大学等がありますが、そのような大学に人材確保に向けてアプローチすることはできないでしょうか。

以上2点について質問いたします。

○村 長 前段でも御説明を申し上げましたとおり、福祉全般を担う人材の確保は重要であるというふうに考えております。

中川村社会福祉協議会にありましては、実際には村の福祉の実働を担う中心的存在でありますので、中川村以上に人材確保の問題は重要になっているというふうに思っております。

人材を募集しても実は応募がないという状況もあるようでございますので、事業所で専門職を育てていくという考え方も取り入れて早急に対応していく必要があるのではないかと、今いる職員の方の資格を増やしていく、こういう努力も必要ではないのかなというふうに思っております。

それから、若い有資格者、こういった方を確保していくという手段としては、今提案がありましたとおり、大学ですとか専門学校への声かけ、こういったことをしていくってことは確かに有効なことになるかもしれません。

特に、中川村は皆さんを非常に求めているんですっていう直接の声かけが有効になる場合もあるかと思いますが——実は、話は変わりますが、技術的なところ、工学的なところで土木、建築でございます。こういったところの職員を確保したいということで——学校があるわけでありまして、飯田O I D E長姫高等学校でありますけれども、こちらのほうにも声がけして受験を受けていただいた経過がございます。そういうふうなことをしていくということもこれからの行政には必要になってくるのではないかなということは考えております。

もう一つ、中川村社会福祉協議会が実働を担っておると申しましたが、これも——こんなことがあっていかどうかということはあるかもしれませんが——介護報酬、それから通所介護、訪問介護、こういった事業を手がけて介護保険の事業を運営しておるわけでございます。

そういう中で、実は社会福祉協議会では今大きな赤字を抱えつつありまして——これは昨年に限ったことではありません。最近はこの傾向が非常に大きくなっておりまして、このまま赤字が続きますと、一旦蓄えておりますところが8,000万円ほどあるわけでございますが、これを取り崩して事業を継続しなければならないということも考えられるわけでありまして。

ですから、事業の在り方そのものも——実は社会福祉協議会ばかりじゃなくて、例えばN P O法人かつら——これはちょっと事業の方向が変わるわけでありまして

れども——こういったところもやっておりますので、社会福祉協議会だけではなくて、村内の事業所の中でのシェアリングではないんですけど、経営が成り立つような格好も考えていく必要があるのかなということを考えております。

そういう意味では、社会福祉協議会の担う役割をもう少し社会福祉協議会とともにやはり詰めていく必要もあるかなと、こんなふうに思っております。

○4 番 (長尾 和則) 実働を担っていただく社会福祉協議会をはじめとする事業者の方々は大変厳しい状態にあるということがよく分かりました。

この方々がいないととても福祉が成り立ちませんので、今、村長がおっしゃったとおり、これもしっかり見詰めていく必要があるのだと思います。

若い方々の確保については、ある方にお聞きしましたら東北信のほうでは長野大学の卒業生で福祉のお仕事に就かれる方を順調に採用できておるということをちょっとお聞きしました。そうやって考えると、やはり声をかけることによって若い方々の進路をこちら側へ誘導するということが可能かと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは次に参ります。

1 項目めの最後の質問になります。高齢者福祉を含む地域福祉全般の将来に向けた検討についてお尋ねいたします。

これも 2 点を併せて質問いたします。

村民目線で見ると、村の福祉関連部署である保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会は事務局が分散しており、相談訪問の際にどこを尋ねてよいか分かりづらいという声を聞きます。

この点は、先般——2月 21 日の議会全員協議会で説明いただいた保健福祉課の係再編において新たに福祉相談係を設置することは、相談のしやすさが向上し、村民にとって大変よいことだと思います。

相談窓口を一本化することができましたので、今後は村の地域福祉全体に横串を刺すためにも 3 事業所を将来的には 1 か所にまとめることを検討したらどうでしょうか。

この点についても、2月 27 日の本会議の中で村長から説明いただいた令和 6 年度の村政運営の基本方針の中で地域包括支援センターを現在の保健センター事務室から保健センター大広間——健診室に移動して、新たに設置されるこども家庭センターとの連携を目指すとの説明がありました。

横串を刺す、このメリットや重要性を村も十分御認識されていると思っておりますので、もう一歩進んで、先ほども言いましたとおり、将来的には先ほどの 3 事業所に加えて、こども家庭センターも加えて中川村総合福祉センター的な場所を目指すことを提案いたします。

具体的な他市町村の例を 1 点だけ申し上げます。

県内の池田町では、町内に点在していた保健福祉課関係機関、具体的には役場福祉課、地域包括支援センター、保健センター、社会福祉協議会等を 1 か所に集めて池田

町総合福祉センター、通称やすらぎの郷と呼んでおるようですが、総合福祉センターとしております。そこに行けばワンストップで地域福祉全般について相談や対応ができるという体制になっておって、大変評価は高い模様であります。

中川村の場合は、近い将来、小中学校を統合した場合には空き校舎となる施設が生まれますので、そこを地域福祉を一元的に担う場所として活用することを今から視野に入れて検討していったらいかがでしょうか。

もう一点の質問です。

中川村第 9 期介護保険事業計画、第 1 期中川村地域福祉計画は、ともに多様化する生活様式に対応し誰もが暮らしやすい地域を実現するため、障害や年齢の枠を超えた地域共生社会の重要性をうたっています。

その具体的施設の一つである高齢者や障害者、子育て世代、子どもと地域で暮らす様々な人が集うことのできる交流の場づくりは地域共生社会の具体的な展開の拠点となり、様々な波及効果が期待できます。例えば高齢者の社会参加や介護予防の観点で見ても有効的だと考えます。交流の場でお年寄りとお年寄りの交流が活発になれば、双方にとっての好影響が期待できると考えます。

その観点からも先ほど述べた地域福祉を一元的に担う場所づくりの検討は中長期構想にしっかりと組み込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上 2 点について最後にお尋ねいたします。

○村 長 村の福祉を進めていく上で、保健福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、また来年度である令和 6 年度から設置するこども家庭センターなどを 1 つのところにまとめて総合福祉センターとして事業を進めていくということは、確かに理想の形かなというふうにも思います。村民にとっても分かりやすくなるわけでありますし、専門職の人材確保も難しい状況から、1 つにまとめることで柔軟に対応ができる場合も出てくるかもしれないというふうに考えます。

今、議員がおっしゃいましたとおり、今後空いてくる公共施設も確実にあります。

ただし、公共施設の後の在り方についてはいろんな使い方ができると思っておりますので、今、議員がおっしゃったことも一つの大きな要素として研究をしていきたいということで考えております。

また、こども家庭センターでございますけれども、今度、保健センターを改修してつくっていきます。これについては、言い方は悪いんですけど、当面的な措置、この組織自体はそのまま移行していきますけれども、取りあえず今の保健センターに間借りしていくということで御認識をいただければいいと思っております。

保健センター自身も非常に老朽化をしておりますし、いろんな意味で広く考える中で、議員がおっしゃったことも視野に入れて議論を進めたいというふうに思っております。

次でございますけれども、少子高齢化の中で独居の高齢者の方の世帯も増えておることは事実です。それで、世代を超えて交流をするということがなかなか難しくなっていることも事実です。



保育園なんかでは、社会福祉協議会のところにお邪魔しての交流、そういうこともしておりますし、公民館事業の中でもこういう交流はできるだけ図っていただいております。

しかし、地区の行事にしても、世代交代したということを理由にするかどうかは分かりませんが、今まで担ってきたところの高齢者の皆さんがなかなか参加してこなくなっているのは、どこの地区でもそうだと思うんですね。こういう意味では、高齢者の皆さんの持っている知識とか経験とか、こういったものが、何ていいますか、社会の中にうまく使われていないという時代が来ている、こんな意味で社会参加の質が下がっているというようなことを今も思います。

したがって、様々な人が集える居場所、交流の場所ってというのは重要になってきますので、総合福祉センターの総合的な考え方、それと、何よりも、地域共生社会っていう考え方が大きくあるわけですので、これが地域の中、あるいは地区、つまり大草ですとか葛島、片桐といった単位の中でも交流が行われることが望ましいのかなと、こんなようなことも思っております。

総合福祉センター、すぐこのものということにつながるかどうかは分かりませんが、空き施設の利用は、将来的にはこういう面からもやっぱり検討を加えたいと思っております。

○4 番 (長尾 和則) 今、村長のほうから前向きなお答えをいただきました。ぜひその方向で御検討をお願いします。

今もおっしゃっていただいた高齢者の方々と子どもさんの世代の交流は、中川でもそうかと思いますが、現在でもデイサービス、宅幼老所というところではそういったことが個別に細かくされておる——高齢者と子どもの交流を始めたデイサービスは富山県が最初だそうであります。富山型デイサービスっていったかな、ちょっと忘れましたが、全国にはそういったのがもう既にかなりある、これは民間の施設ということでもあります。

したがって、今、村長がおっしゃったとおり、そういった高齢者と子どもさん方の交流ってというのは全国的に、ニーズという言い方は変ですけども、そういった必要性があるんだろうなと思います。

それも含めまして、中川村の介護保険制度、それから地域福祉、これについては大きい課題が多々あるということによく分かりました。ですが、これを避けて通ってはいけない、前向きに正面で捉えて村全体で取り組んでいかなくてはならない問題だと思いを新たにいたしました。ぜひ今後とも頑張ってもらいたいと思います。

次であります。

大項目の2番目に入りますが、「飯沼橋の架け替えについて」質問をいたします。

主要地方道伊那生田飯田線——以下竜東線と呼ばさせていただきます。竜東線の飯沼から北組間の改良については、令和5年度に北組新橋梁手前までの沿道拡幅工事が始まり、いよいよ改良工事が本格的になります。この改良工事が完了すれば国道153号本郷地域から中川村竜東地域へのアクセスが格段によくなり、様々な面で利便性の向

上が図られます。

特に飯沼地区の方々は、南北へのアクセスが格段に向上し、生活面及び防災面でもメリットが期待できます。早期の完成が待たれるところでもあります。

対象区間にある飯沼橋は、村道北山方飯沼線の橋梁として1974年に架設され、約50年が経過しています。

もう皆さん御承知のとおり、現状では橋梁の幅員が狭く、普通車同士のすれ違いができません。

竜東線の改良が進捗していけばおのずと飯沼橋の架け替えについても計画の俎上に載ってくるものと推測いたしますが、架け替えについては、村の橋梁から長野県の橋梁に変更となり、その工事も県が予算計上し、県道改良工事の一環として実施するものと思われま

質問の1点目です。

飯沼橋の架け替えについて現段階では平面図のみが県から村に提示されているとのことですが、それ以外の動きは長野県からあるのかお尋ねをいたします。

○建設環境課長 新たに計画されております天竜川を渡る——渡河する橋梁を含む主要地方道伊那生田飯田線の北組—飯沼間の改良工事につきまして、まずは現在の状況について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

北組—飯沼間の改良につきましては、竜東線整備促進期成同盟会及び竜東線吉瀬大草整備促進期成同盟会による要望活動の結果、平成27年に計画延長1,700mが県により事業化され、計画の主な構造物として天竜川を渡河する橋梁及び北組の手取沢から鬼戸までのトンネルが新設されます。

令和5年度の主な事業は用地、物件の調査と補償で、北組区間の補償交渉が進められてまいりました。

令和6年度につきましては北組の村道大草中央線交差点付近からの工事着手が予定されております。

本路線の改良につきましては、北組から天竜川の渡河前までの平面図が地元提示され、渡河部分についてはおおむねの位置が提示されているというような状況であります。

工事は南の北組側から順次始まるため、トンネル工事の後、飯沼区間の工事の最後に橋の工事となる見込みであり、現時点では橋の飯島側については計画が示されていないことから、橋梁自体の設計もまだ行われていないというような状況であります。

現時点でそれ以外の動きとしては、まだ何も提示されていないというような状況であります。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。現在は南側から始まって、橋梁については一番最後の位置づけということかと思

そこで質問の2点目であります。

竜東線の松川町内にある宮ヶ瀬橋は古い橋の下流側に架けられましたけれども、2016年1月に着工し、6年の歳月を要して2021年12月に完成いたしました。

豊丘村河野と高森町山吹を結ぶ県道市ノ沢山吹停車場線の竜神大橋も着工されました。2020年に着工し、2025年度中の完成を見込んでいるようです。

いずれも五、六年かかっているということですね。

いずれの橋梁も長野県の施工ですけれども、今申したとおり、着工から完工までに長い時間を要しております。

竜東線の飯沼―北組間の道路工事は、トンネル工事や手取沢新規橋梁工事等がありますので完成までにはまだまだ時間を要すると思いますけれども、対象の道路工事が完了しても飯沼橋の架け替えが完了していなければ、あの現在の橋の状況ですと利便性の向上というのは期待できません。

したがって、橋梁の工事等に時間を要することを考えますと、飯沼橋架け替えについても中川村と飯島町が共同して長野県に対して早期着工を求めていく必要があると考えます。

別に橋が先にできてはいけないということはないと思うんですね。先に、まずは橋になるべく早く着工して、道路完工までには橋ができていくという状況にすることも必要かと思いますが、この点について村長の見解をお尋ねいたします。

○村 長 竜東線の北組から本郷間の工事については、今、課長も申し上げたとおり、まず手取沢から鬼戸にかけてのトンネル工事、その前に橋梁をかけて、それからトンネル工事を優先するということが決まっております。それで、トンネル工事を優先するときにはちょっとどちら側から掘るかっていうようなことも考えておるようでありまして、これは、まず県はこのところを最優先に取り組むということも伺っているところであります。

それで、現在は村道として管理しております飯沼橋についてでございますが、橋梁の幅員が狭いこと、また、今説明がありましたとおり、建設後50年ということで、かなり老朽化した橋梁でもございます。

あわせて、今後の維持管理のコスト、そして新たにできる県道の橋梁により従来の役割が変わるというようなことを総合的に考えますと、飯沼橋の今後の方針については、やはり検討と協議を行っていく必要があるかと思えます。

先に県として新しい飯沼橋を架けていただく、あるいは調査に入って、橋台っていうんですか、位置を決め、橋台を先に打ち、それから橋脚を打ち、桁を載せていくというところで、5年～6年かかるということも十分予想ができるわけでございますけれども、どうもこのことを先にやるっていう、あるいは県がトンネル工事をやりながらそちらのほうにも予算をつけながらいくということは、ちょっとどうなのかなと、考えられるかといいますと、難しいかなというふうに思っております。

議員のおっしゃることもよく分かりますので、とにかく今のトンネル、それからその先の、何ていいますか、道路築造、こういったことを優先的に進めていただくように、何ていいますか、先ほど申しましたとおり、期成同盟会を使いながら、新たな橋梁の架橋も含めて――これは話の中で随時進めていきたいと思っておるわけですが、関係市町村と連携し、期成同盟会として、県、それから場合によっては国に

対して強く求めていきたいというふうに思っております。

御承知のとおり、たまたま吉瀬―大草の道路改良の期成同盟会は、今、中川村長がその会長の任をいただいておりますので、この任をいただいておりますうちに、飯島町とともに積極的に、やはり働きかけていきたいというふうに思っております。

○4 番 (長尾 和則) よく分かりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

県の目線で考えると、竜神大橋が2025年度に完成する、その後は、私の知る限りでは橋梁の工事はないかと思えます。宮田かな、駒ヶ根かな、北の城橋、あれは国の予算でやるようですので、当面県の予算での橋梁の工事は、私の知る限りではこの付近にはないということも考えると、中長期で県と折衝していく手もあるかと思えますので、先ほど村長がおっしゃっていただきました、並行してやっていきたいということですので、ぜひお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に、3番 中塚礼次郎議員。

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきの通告により2問の質問を行います。

私は2023年9月議会の一般質問で自衛隊募集に関する対象者名簿の提供について村としての考え、対応について質問をいたしました。

住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の個人情報を自治体が紙や電子媒体の名簿で自衛隊に提供した自治体は、防衛省によれば2023年度は1,068自治体に上り、初めて6割を超え、前年度と比較して約1割増加した。名簿を閲覧させ書き写しさせることにとどめている自治体は534自治体と前年から約2割減少し、閲覧から名簿提供への移行が進んでいることも述べてきました。

また、近年は、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどっている中で、募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが以前にも増して強化されていること、自衛隊をめぐる少子化に加え、2015年の安保関連法の成立後に任務の危険度が格段に高まったことに加えて、今戦闘状態にあるロシアとウクライナ、イスラエルのガザ空爆によって多くの犠牲者や戦死者が出ている報道は、子どもを持つ親や親族にとって将来への不安を抱かざるを得ません。

採用環境の厳しさは増し、人的基盤強化のため募集業務をめぐる地方自治体への協力要請を強める体制づくりが推進されている中で、村としての取組の経過と現在取られている対応についてもお聞きをいたしました。

答弁では、18歳になる募集対象者に案内を送付する目的で、令和2年度までは住民基本台帳法に基づき閲覧での書き写し方式としており、住民基本台帳法及び関連法令、個人情報保護法の遵守などについて誓約書を提出してもらった上で閲覧と筆写での対応としてきた、令和4年度からは募集のために必要な募集対象者情報に関する資料の提出は紙媒体での提供となっているとの答弁でした。



私は、募集対象者情報に関する提供については、自己の個人情報提供での個人の権利保護の問題への考えについての伊那市議会での関連の質問での伊那市長の答弁、除外申請をする体制を取りたい、また現在上伊那では駒ヶ根市と箕輪町が除外申請を制度として取り組んでおり、個人の情報が本人の承諾なく提供されることについては個人の意思を尊重して除外申請の対象を考えていくべきで、そうすることが自治体としての最低限の責任であり、除外申請の体制を取った場合は一人一人に周知し同意、不同意を尋ね取る方法を取っていただくよう質問をいたしました。

村側の答弁では、提供する募集対象者の情報は氏名、生年月日、性別、住所に関する資料にとどめていくこと、閲覧してほしくない方についてはどういう取扱いをするか、そういう人たちの意思も分かるので取扱いについて検討したい、伊那市の対応、駒ヶ根市、箕輪町の規程を参考にしつつ、内部でどのように考えるか検討したいとのお答えでありました。

9月議会の質問への答弁では除外申請の体制について前向きな検討と取組がされるものと解釈をいたしました。まず内部での取扱いについての検討結果について伺います。

○村 長 9月議会に御質問をいただきました募集対象者情報の提供の除外申請につきまして、内部で検討をいたしております。それで、令和6年分から除外申請を受け付けることとし、既に受付を開始しております。

実施方法につきまして申し上げますけれども、既に実施している自治体を参考にいたしまして、まず対象者につきましては、令和6年度中に18歳になる方ですので平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方であります。現在の防衛省からの依頼が18歳となっているために、その年齢に合わせてあるわけであります。今後、以来の年齢が広がれば、それに応じて対応することを検討するものでございます。

それで、具体的な話に移るわけですが、取扱いにつきましては、受付期間につきましては例年名簿提供依頼のある前の4月30日を期限としております。

申請の方法でございますが、本人または代理人などによる窓口または郵送による申請、除外をしたいと、私の名簿提出は避けてほしいという方につきましてはそういう申請を受け付けております。

もう一つ、メールでの申請についても御要望があれば、現在は本人と分かること、確認できることを中心にして対応していくつもりでございます。

除外申出の有効期間は23歳の誕生日までとなっております。

除外申請の周知につきましては、もう既に御覧いただいたかと思いますが、「広報なかかわ」の2月号及び3月号でのお知らせ、また併せて村ホームページで除外申請の洋式をダウンロードできますので、そういうところで……。

これはちょっと次のお話ですね。

今お答えしたような方法で、取扱いについての検討結果でございます。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、除外申請の体制について村の検討、既に4月からはそういったことで取り組んでいただけたということで、周知の方法などについてや年齢のことに

ついてちょっと質問をしようかというように思っておりましたが、今、村長のほうから全て答えていただいたということです。

18歳からということですが、大学卒業の22歳というふうなこともあって、全国の行政によっては大学卒業の年齢までのということですが、中川村としても自衛隊からの要望の年齢が大学卒というふうなことで来れば、その衆も対象ということでもいいわけですかね。

○村 長 先ほどお話をさせていただきましたが、そういう場合には、大学卒業の22歳までというふうになった暁には除外申請の有効期間を23歳の誕生日までというふうに広げていきたいと思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) この除外申請の問題は全国でも多くの自治体でそういった取組がされておるといような状態です。

先ほども言いましたように、今は非常に世界情勢が厳しい状態で、誰もが考えることは、さっきも言いましたように、子どもを持つ親たち、親族たちは、何となく、将来、もしかして戦争が、アメリカ大統領にトランプ氏が当選したらえらいことになるんじゃないかなんていうことを真剣に考える親や家族がおるといことで、そういった意味でも、個人情報という立場、そういった面からも除外申請の体制を取っていただくということは、私にとっても、孫がおりますし、そういった意味ではいい決断だったというように思います。

続いて次の質問に移ります。

「带状疱疹ワクチン接種費用への補助制度導入について」ということで、これも2022年の12月議会の一般質問で、私は带状疱疹予防のためのワクチン接種について補助制度をとということで質問いたしました。

带状疱疹疾病っていうのは、带状疱疹は神経に潜んでいる水痘・带状疱疹ウイルスが活性化することで発症する皮膚疾病であること、それからウイルスの保有者であれば誰でも発症の可能性があります。

原因としては、水ぼうそうを引き起こすウイルスで、日本人の多くは幼少期に感染しているため、成人の9割以上がウイルスを保有しており、心身ともに健康であればウイルスが再び活性化することはありませんが、加齢や過労、ストレス、免疫力の低下がリスクとなること、特に加齢による影響が大きく、50歳以上になると発症率が急増し、带状疱疹患者の7割が50歳以上であります。

予防とその効果であります。予防効果の面からは2回のワクチン接種が必要で、1回の接種費用は2万円、2回接種で4万円が必要となります。

2回接種の効果としては、予防効果の面では2回接種による発症予防率は50歳以上で97.2%、70歳以上では89.8%の効果があるというふうに言われており、接種費用が価格的に安価や1回接種もありますが、2回接種の効果は大きいと言われております。これは松川日赤の内科医の説明であります。

症状と後遺症であります。赤い発疹に続いて中部がくぼんだ特徴的な水ぶくれが出現し、皮膚と神経の両方でウイルスが増殖して炎症が起こっているため、皮膚の症

状に加えて強い痛みを伴います。顔面に起きる帯状疱疹では角膜炎や結膜炎を引き起こしたりし、また耳鳴りや難聴、顔面神経麻痺などの合併症が出現することがあると言われており、帯状疱疹の合併症の中で最も頻度の高い後遺症に皮膚症状の治った後も痛みが残る帯状疱疹後神経痛があります。

帯状疱疹を発症していまだに後遺症に苦しんでいる私の娘の嫁ぎ先のお母さんや、帯状疱疹により視力を失った友人もいます。

また、帯状疱疹のできる場所は決まっていません。体のあらゆる場所に発症します。

国において定期接種に向けた検討もされているというふうに聞きますが、いつになるかは全く分からない状態です。

まだまだ働き盛りの50歳以上に急増する発症疾病でもあり、また長い間頑張ってきた高齢者の皆さんがいつまでも安心して暮らせるためにも、ワクチン接種費用の補助制度を早急に設けていただきたい、前向きな村の対応をお聞きします。

○村長 帯状疱疹ワクチンの接種費用に対しての補助についてですが、昨年12月の議員の御質問の際、村としては帯状疱疹の早期受診を村民に呼びかけながら、国の定期接種化に向けての状況を見て対応を検討していくというふうにお答えをいたしました。

その後の情勢でありますけれども、議員も一部御質問いただきましたけれども、まず国であります。国では、引き続きワクチン分科会で帯状疱疹の発症頻度やワクチン効果の持続性から接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などについての議論を慎重に行っているということのようでございます。

また、もう一つ、県でありますけれども、県では接種費用への補助の検討が進んでいたわけですが、令和6年度には制度設計まで行っておりません。しかしながら引き続き検討するということが決まっておるようであります。

それで、長野県内の補助を実施しておる自治体について調べたところでございます。令和5年の8月現在でございますが、6自治体となっております。近いところでは大鹿村、下条村、天龍村、これらのところが補助をしておるということのようでございます。

それで、この6自治体に状況を聞いてみました。接種対象が50歳以上ということもありますけれども、接種率は1～1.4%、多いところでも5%ぐらいだということの回答をいただいております。補助を始めたけれども反応があまりよくなかったり、既に罹患している方も多かったりしている、こういう回答があります。

議員がおっしゃられたように、身内の方、あるいは御友人、近くの方が帯状疱疹で苦しんでいると、後遺症で苦しんでいるというお話も聞きました。

それから、やはり帯状疱疹はいつ発症するか分かんないということと、後遺症に非常に苦しむということで、個人的に御夫婦で50歳代のときに接種を受けられて、今も元気に農業をおやりになっているという方を私も存じ上げております。

こういうことでございますので、村としましては、引き続きになりますけれども国や県の動向を注視しながら検討をしていきたいということでございます。

ワクチンの接種の効果については十分に分かるわけでございますが、補助率により

ますけれども、私が聞いたところでは、1回2万2,000円というところに対して補助率で22%の補助をしている、こういう自治体もあるようでございますが、接種実績が令和4年では39人、令和5年も大体同じぐらいの人数ではなかろうかというお答えがありました。

これは、対象者の50歳から、年齢はいわゆるそれより上の方でございますので、約1,500人という中で見てみますと、この自治体では2.6%ということでもあります。

確かに接種をすると、医師——お医者さんは、これは非常に効果があるとおっしゃる方がいますし、事実、いわゆる、何ていいますか、ウイルスが邪魔をするようなことを避ける率が50歳代では9割を超えると、97%以上というお話がありましたので、そのとおりでと思いますが、受ける対象、こういった皆さんの声が大きくなると、村としては、やはりどうしても補助をしていく、手厚く補助していくということは平等にということになるんですけど、少し考える必要があろうかなということなんです。

あわせて、国と県も——国はどうかと思えますけれども、どうも県はかなりのところまで、予算化まで上がったようでもありますので、これはもしかしたら近々に制度化される可能性もあるというふうに思っております。

ただ、国県の決定を待たずして、要望等が大きな運動といえますか、要望の声があるならば、やはり村としてもこれを待たずして考えなければならない。

ただし、多くの方がっていうところにどうしてもこだわってしまう現状がございますので、ぜひそのところは御理解をいただいて、今のような答弁にさせていただいております。

もう一点、繰り返しますけれども、国や県の動向を注視しつつ検討していく、ということでございます。

○3番 (中塚礼次郎) 2022年12月のときの一般質問に対しては何とかしてもらえないかという声を聞きましたし、そういった後遺症で苦しむ人たちの状況もあつたりしましたので再度という質問でした。

接種費用補助の要望の人数が多くなればというふうな状態まで待つというが、いつ発症するのか、そんな不安を抱えながら百姓でとにかく頑張ろうとしておる人もおるということを見ると、どちらが先なのかなというふうに考えます。

私は、仮に対象希望者が少なくてもそういったことの心配がないように仕事を一生懸命する、さんざん苦労してきて、老後は何とか安心してそういった発症がないように生活したいという年寄りの立場に立てば、国や県の動向を見つつということより——そういった接種を希望する希望者が少なければ村から出る予算的なものも少ないわけです。

しかし、そういった意味では、私は、安心して今の仕事に打ち込んでもらったりして、長い間苦労してきて、いよいよ自分の終わりが近づいておるというような状態の中でそういった不安や後遺症で苦しませるっていうことは考えもんだなというふうに思いましてこの質問をいたしました。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これでは中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は午前 10 時 40 分とします。  
[午前 10 時 19 分 休憩]  
[午前 10 時 40 分 再開]

○議 長 会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
5 番 桂川雅信議員。

○5 番 (桂川 雅信) それでは一般質問通告書に基づきまして質問をしたいと思います。  
まず 1 番目に「つながり人口」拡大に向けた組織的対応を」とかきました。「～知ってつながる人々の増加は「ファン拡大」の入り口～」というふうにサブタイトルでは書きました。  
ここでいっておりますつながり人口というのは、多分、恐らく皆さんは関係人口ですとか交流人口という言葉はお聞きになっていると思いますが、つながり人口という言葉は多分耳にされていないと思いますが、私がどこかの本で読んだやつを造語で書きました。  
つまり、これは関係人口ですとか交流人口になる前の段階の話でありまして、日本全国には約 1 億人の方がいらっしゃって、そのうち中川村のことを知っている方がどれぐらいいるかという、もう本当にごく一部だと思います。大都市、中川村にかなり近接している東京、名古屋、大阪の方々から見ても中川村のことを知っている方は本当にごく一部です。  
長野県内の方が、例えば中川村の方が長野県内の村のことは、多分名前は分かると思います、ニュースなどでみんな知っておりますので。だけど、中川の村民が近隣の、例えば岐阜県や群馬県の村の名前を聞かれたときに知っているかという、そんなことはない、ほとんどの方が御存じないと思います。  
それと全く同じことが都会でも起きているわけで、中川村のことを知っていただかなければ関係人口や交流人口になっていかないわけですから、関係人口や交流人口を生み出すもっと手前の話として今日の私の質問を聞いていただければと思います。  
昨年 12 議会で私は、地域活性化とは自治体の地域における経済活動、文化活動への動きを活性化させ活気ある地域づくりを進めていく取組のことであって、地域住民の地域活動へ向けた意欲向上、持続可能な地域社会の創出などへの取組や活動を総称していること、つまり経済活動、文化活動に住民が生き生きと取り組んでいる姿そのものだと述べました。  
このときに人口減少問題についても触れましたが、私はいずれ村の人口減少も一定のレベルで落ち着くと述べ、そのときに村が活気ある村づくりを進めているかどうか活気化の鍵を握っていると申し上げました。  
村だけでなく、全国的に人口が減少し続ける中でも自治体が活気に満ちているかどうかは、外から見ても容易にそれは分かります。  
そして、それは村民が郷土への誇りと愛着を持って外部に向かって発信し続けてい

るかどうかも重要な指標の一つです。

郷土への誇りや愛着とは村民のなりわいを通じて生まれるものであって、これこそが美しい村連合の理念と一致するものであらうと思います。

村外への発信という意味では、例えば都会の住民が村の産物を購入した際に併せて村の情報を入手することで、初めて中川村の存在を知ることからスタートし、場合によっては村の生産者や行政に接触を図ってくることもあり、この点では村の農業観光交流センターがこれまでに果たしてきた役割は小さくないと考えます。

昨年コロナ明けの 5 月以降の実績で調べますと、交流センターが物産展などに出店した回数は 5 月～12 月までの 8 か月で 14 回、毎年出向している名古屋市の天白区民まつりでは 24 種の品目で 924 個の販売数量でした。特にこれらの物産展では中川村と村の産物の紹介を同封していることが大きな特徴で、最近の天白区区民まつりでは毎年開店前に中川村ブースの前に長い列ができるそうで、果物、野菜はすぐに売り切れてしまうとのことでした。

昨年の 14 回の物産展で販売数量が 200 個を超えたのは 7 回でした。いずれも東京、名古屋、大阪という大都市内でのことですが、14 回の販売総数量は 3,191 個でした。お一人で 3 種を購入されたとしても、1,000 人以上の方が都会にいながらにして中川村の情報を手にしたことになります。

しかも、この方々の中には天白区区民まつりのように意識的に中川村の物産展に立ち寄った方がいらっしゃった点は特筆すべきことです。

こういった交流の窓は、本年 4 月 29 日にももう一つ開くことになりました。2013 年から始まっていた学童疎開の御縁と中川人形浄瑠璃でつながった世田谷区二子玉川小学校と二子玉川地域の皆さんから今年の第 43 回花みず木フェスティバルへの出店を依頼されたことで大きな交流の転換点を迎えています。

もともとこの交流は文化交流として出発しつつも、二子玉川小・中川西小交流協議会という 2 つの小学校を基盤としたものに成長してきており、本年 6 月にはかつて寄贈いただいた人形の頭の里帰り公演を二子玉川小学校で開催する運びとなりました。学校間の交流も徐々にですが再開され始めており、地域交流の土台になるものと思います。

交流相手である二子玉川地域のことについて少し触れておきたいと思います。

二子玉川小学校の児童数は 667 名、学区内人口は 2 万人を超えています。中川村と比べますと、児童数と学区内人口は圧倒的に多い地域になっています。

最寄り駅の二子玉川駅の利用者数は 10 万人を超えています。

町内には高島屋のような大手デパートや駅前ビルがある一方で、二子玉川商店街が住民の生活を支えている地域となっています。

また、4 月 29 日に開催される第 43 回花みず木フェスティバルを主催する二子玉川地域振興協議会の会長、役員の方々は二子玉川小学校の同窓生であり、今回の中川村の出店を心から支援してくださっています。

昨年末に二子玉川小学校の校長室で行われた里帰り公演の打合せでは、地域振興協

議会の会長で、なおかつ同窓会会長で、また二子玉川商店街の店主でもある方からは、花みず木フェスティバルへの出店だけでなく、今後は商店街との交流もやってみたらどうかという声をかけられております。

一方で、ふるさと納税制度を利用したふるさと応援寄附金の件数は令和4年度で5,965件ありました。この人数には節税が目的である方も含まれていますが、村からの返礼品には生産者のメッセージが入っていますし、デジタル上では申込者が村の情報にアクセスできるようになっています。返礼品を受け取った方の中にはわざわざ生産者に礼状を送ってくださった方もいらっしゃったようで、確実につながる人口への窓口になっていると言えます。

このように中川村としてはつながる人口の恒常的な拡大を確保するよいチャンスが訪れているのですが、一方でこれらのチャンスを生かすためには、交流事業を担当する部門での十分な営業活動と機敏なネットワークが求められると感じます。

つまり、農業観光交流センターがこれまでに培った村外出店の経験を生かして、さらに対面でのつながり人口拡大を目指すためには、産業振興課から交流部門の運営独立を目指すべきではないかと考えます。

現時点での交流事業は、行政的には商工観光・むらづくり係が関わっている構図ですが、これらの2つの組織の営業部隊として、つまり交流の先陣を切る役割を十分に果たせるような組織に発展させる必要があるように思います。ずうたいが大きくなれば、それに合わせた構えが必要になるのは必然だと考えます。

この際、1つだけ指摘しておきたいのですが、例えば交流組織の運営を独立させたとしても、この組織で人件費までの全ての経費を、収益、つまり売上げで賄うようなことは、組織独立の目的とは相入れないものであり、取るべき方針ではないと考えます。せっかく交流組織を独立させても、物品を提供する生産者の利益を削るようなことになれば、交流自体が成立しなくなることは明らかだからです。

交流部門の最大の目的は知ってつながる人口拡大ですから、成果を組織の収益で評価するのではなく、中川村を知ってつながる人口が年間どの程度の規模になっているのか、また村とつながった方々がそれをどのように生かしているのかを把握することに集中していただきたいと考えます。

村長の考えを伺いたい。

○村長 何か非常に難しい御質問をいただいたかなと思っておりますけど、まず今までのいろんな意味での取組について幾つか述べさせていただきながら、考え方を話しさせていただきますと思います。

村外への村の魅力、産物などの情報発信につきましては、現在実施・参加している名古屋市天白区での天白区区民まつりなどをはじめ、質問にもありましたように、令和5年5月以降、14会場へ足を運び、行ってまいりました。その際は、製品の説明はもちろん、その後のつながりを確保するため、その場その場でのPRを懸命に行ってきております。

まずは過去のものでございますが――過去にやってきたことです。

天のなかがわ産直市場は、横浜の高島屋、日本橋の高島屋で、過去3年間でありましたが、中川村の農産物、加工品を持って行って販売を行ってまいりました。農家にも産直コーナーで直接販売を行っていただいていたところでもあります。同時に中川村をPRすることも忘れないようにしてまいりました。

東名高速の富士川サービスエリアにある富士川楽座でも同様の農産物販売を農家の直接販売も含めて2年間行ってまいりました。静岡にないもの、リンゴなどの果物を中心にして物販を行い、村のPRも併せて行ってまいりました。

結果は、完全な赤字です。このような形態で村または観光協会が農産物販売を行うことは、今後はちょっと考えられません。

また、中川村とつながる人口の獲得、拡大につながるという手応えは感じられなかったことも事実でございます。ああ、リンゴって夏にもあるんだとか、こういった程度の感想であります。品物の見栄え、値段で、産地は無関係でお買い求めをいただきました。もちろん村のパンフレットですとか紹介するものも併せて入れていったわけですが、どの程度その効果があるかっていうことは非常に疑問だというふうなことも感じてきたところです。

ですから、農産物販売だけではないんですけど、こういったことを中心にしてこれ以降のつながりに寄与するっていうことは、継続して取り組む中で認知はいずれされていくんだとは思いますが、これは赤字を出してでもやるべきことではないだろうと思っているのが現状であります。

しかしながら、その先に目を向けていきますと、そこに出向いていった職員や観光協会の役員につきましては、美しい村としての村のよさ、愛着などを村外の方へ併せてお伝えしてきているつもりでございます。

また、ふるさと納税制度においても村と村外住民の方とのつながりは、議員がおっしゃるとおり、一部でできてはきておるかと思えますけれども、全ての村産の産品が高評価を得ているかといえば、そうでもなくて、やはり節税目的という方が圧倒的に多いというふうには私は判断しております。

それで、御提案の交流部門の運営の独立化についてでございますけれども、二通りの形態が考えられるところかなと思えます。

1つは行政内部での独立であります。

この形態で考えられることは、現在の交流事業を主管する地域政策課と産業振興課での企画、立案に即しまして独立した担当部署が実行に移していく形になるかと思えますが、物産展を物販で終わらせない、当村への興味、愛着がわく、つながりを求める重要性についてはもちろん認識しておりますけれども、去年の物産展の実績ですとか人件費を含め、結果として赤字になった、それから職員についての定数制限がある現在の職員数の中では、担当者を増やしての配置、それからこの業務に対する専門担当者の配置ということ是非常に難しい部分が残るかなと思えます。

2つ目は法人化しての独立であります。

法人化した場合、ふるさと納税の取扱いですとか観光産業に関する業務をどうやっ

ていくか、またそれに係る運営経費の確保はどのようにするかといった課題が残ることになります。

方向としましては、農業観光交流センターの設立から3年が経過をいたしましたので、改めて現状と課題を整理し、今後の在り方について再検討したい。そういう時期にあると思いますので、どのような組織形態が適当かはその中で検討してまいります。

議員がおっしゃるとおり、知ってつながる人口の拡大を組織の収益で評価するなどということは毛頭考えてはおりませんし、ふるさと納税の返礼メニューも、単に農産物を中心とした物品で納税をしていただくというよりも、村といかにつながっていくか、村に来ていただいて体験をしていただけるようなメニュー、こういったものの企画に注力しましてやっておるところでございます。

しかしながら、もう既にこういったものについても、ホームページを見ていただくと出ておりますけれども、少なくとも村を知ってつながる人口が年間でどの程度の規模になっているのか、つながった人々をどのように生かしているのかということ、その把握に集中すべきだという御意見もいただいておりますが、ちょっと私の中では非常に、まだまだしっかりとこの方向が見えていないということで、非常に難しいかなというふうに思います。

また、紹介をいただきまして、二子玉川の花みず木フェスティバルに出品をさせていただくことになったところでもありますけれども、これも時期的なことがございまして、村にある農産物等の物品が非常に少ないという現状の中で、こういったもので交流ができるのか、また、もしかしたら、その時期が4月の終わりということもございまして、加工品だけで行くのであれば、これは特に村に限らず、中川村ということを行わなくても、ほかのところでももう出ているでありましょうし、あえてそこでブースを開くことによって中川村との関係人口が増えることにつながるかどうかという事は、ちょっと今検討しております、まず今年のフェスティバルのほうに参加をさせていただき、それから継続については考えたいということでございます。

○5 番 (桂川 雅信) 今、村外での出店を行ったときに赤字だっている、それは確かにそうだと思いますが、そうやって人々とつながって、あるいは中川村のことを知っていることは、それも事実だと思います。

ですけれども、赤字だったので効果は疑問だっているというふうに話が村長のほうから今あったんですが、効果については、もう一つ、私が申し上げたように、どれぐらいの人たちにこの村を知ってもらったのか、知った人たちがどういう行動を取っているのかというのは把握する必要があるのではないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○村 長 把握する方法については、また議員の御意見も聞きながら、農業観光交流センターを中心にして分析とかをしていく必要があるかとは思っております。

○5 番 (桂川 雅信) この問題は、村の産物を売ってもうけを上げるということとは私は本質的に違うと思っております、農業観光交流センターの仕事自体が村を知っていただくということに本来はあったはずだというふうに私は思っておりますので、もうけ

るためにあるのではないというふうに視点を変えれば、今、村長が言われたように、どれぐらいこれまでに効果があったのかということ、もう少しきちんと調査して実態を把握すべきだというふうに私は思います。

次に移ります。

「2 地域連携で地域案内人の養成と組織の設立を」というテーマです。

今の第1問で中川村と知ってつながる人口の拡大のために組織的な対応を求めましたけれども、ここでは中川村を訪問された方々への御案内をどうするのかという問題について聞きたいと考えます。

2020年12月議会で私は「陣馬形山山頂付近の露頭の保全措置と景観資源・文化財ガイドのしくみづくりを訴える」として村への訪問者の案内人養成と地域ガイド組織の設立を訴えました。

最近、陣馬形山山頂からの眺望の解説だけでなく自生地復元に成功したツツザキヤマジノギクについても山頂で解説しておりますと、登山者やキャンパーからはただで聞いちゃっていいんですかと聞かれたり、下山途中のおいしいそば屋さんを教えてくださいなどの質問を受けたりします。こういった訪問者との交流は、まさに交流人口の拡大につながりますし、村に継続的に関心を持っていただく契機にもつながっていきます。

一方で、2020年12月議会での私の質問に対して積極的な対応が得られなかったのは、この問題が教育委員会だけの問題として捉えられていたからではないかと感じていました。

確かに村民が郷土の景観や文化財の理解を深める作業は社会教育の課題ではありますが、これが観光に活用されるとなると、一転しての行政の産業振興部門に担当が移るという縦割り行政の弊害が色濃く反映されてしまっていました。

本来は双方の行政的な課題を理解しつつ本質的な問題に向けて動きをつくる必要があるのだと感じますが、村役場のように小規模自治体での活動には人材の面からも制約が多いことは理解できることであります。

ただ、地域ガイドの養成の必要性はかなり高まっていて、村にお越しいただく方々の要望を満足させるためには、ガイド組織の設立の必要性は差し迫っています。

そこで、私の経験からの提案を申し上げます。

私自身が立ち上げから5年間関わったおいなんよ松川は地域マップ作りからスタートでしたが、中川村には既に「中川村の文化財五十選」のように地域ガイドの素材はかなり整理されていますので、自分たちでガイド内容を作成することもそれほど困難ではないと考えます。

要は、ガイドをやってみようと思っっている方々に集まっていただく作業と、集まった方々に地域を案内いただくノウハウを学ぶ研修作業とに分離して進行させればよいと考えます。呼びかけは社会教育担当が、研修場所の確保は産業振興課が担当していただき、地域ガイドの研修部分は既に実践している近隣の皆さんと連携して仕上げれば、最終的にはガイド組織が設立された際に近隣の観光関連組織と連携を取ること

ができるようになるはずです。

松川のガイド組織おいなんよ松川の皆さんは、中川村にも頻繁に足を運んでいる方々で、しかも松川町内では今でも台城つつじ祭りや小学校の地域巡りの御案内に参加するなど、現役のガイド役をこなしております。

飯島、松川、中川、大鹿の中部伊那4町村が連携を取れば人材も豊かになり、相当数の観光ルートが開設されます。

古城ファンにとって伊那盆地の古城群は歴史ロマンをかき立てる全国でも珍しい地域ですし、書家にとっては、垂涎的である白隠禅師の書画が残る——これは瑞応寺のことですが——お寺は松川、飯島、中川に歴史的、文化的に大きな役割を果たしてきました。

また、地形や景観に興味を持っている方々にとっては、中部伊那の景観や地形は眺めるだけでなく間近で手に取るように観察できるという点で全国でも屈指の地形遺産の宝庫というべきところであり、中部伊那観光公社があってもよいほどのメニューの豊富さです。

村を訪問したお客さんが来てよかったと思うためには、単に山頂に登ってきれいだねと感動して帰るだけではなく、その感動に付加価値をつけて帰っていただくことが必要です。この付加価値こそが中川村を強く印象づけることになり、リピーターへの道を開き、村に関心を持ってもらう交流人口や関係人口の増加につながります。

行政が仕組みをつくって適切な支援をしてくだされれば、目的はもう明確になっていますので、あとは集まった皆さんが運営して知恵を出し合い、地域ガイド組織を立ち上げることができると思います。

来年は終戦80年ですが、昭和100年でもあるそうです。

二子玉川郷土史会では昭和100年記念事業として毎月地域の歴史の掘り起こしをやっていますが、来年には中川村との御縁を生かして中川村訪問ツアーを企画する話題も出ております。疎開児童だった皆さんは90歳前後の御高齢になり、中川村訪問はこれが最後かもしれないとおっしゃっています。

終戦80周年は両地域と両小学校の交流も新しい段階に進展するはずです。強固な中川村ファンを都会に形成するための村内の拠点づくりをぜひ進めたいと考えます。

村長と教育長のお考えを聞かせてください。

○教育長

初めに教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

教育委員会では、2020年12月の議会で御質問いただいた後、公民館講座の郷土を学ぶ会で2021年度——令和3年度に理兵衛堤防と坂戸橋、2022年度——令和4年度には坂戸橋を取り上げるなどして、座学と現地見学により地域の文化財について学習を行いましたけれども、これについては延べ98人の皆さんが御参加いただきました。

この講座につきましては、講座の狙いの一つとしまして今お話のありました地元の文化財ガイドの養成を掲げて開催しております。

ただ、参加者の皆様は文化財そのものを学びたいという意識が高く、令和5年度につきましては通常の講座にまた戻るといような状況になっております。

地域ガイドの養成を狙いとしましたが、その次に広げていくことがこのときは十分できなかったという状況でございます。

こうしたことから、教育委員会のみで担う——今回は公民館講座の一部でガイドの養成を行うということでございますけれども、これは難しいだろうというふうに教育委員会としては捉えております。

また、交流人口増や観光への活用ということになりますと、今の状況では、文化財等だけではなく、景観や自然、食事や土産品など様々な分野を網羅した観光部門での取組、こうしたものも想定されますので、村としての全体的な構想があって進める事業であることが求められるのではないかとというふうに考えます。

議員の御指摘のとおり、行政が仕組みをつくり、適切な支援を行って、あとは集まった皆さんが運営して知恵を出し合い、地域ガイド組織を立ち上げることができれば、こうした動きについてはすばらしい取組になるなというふうに思いますが、改めて、やはり村の事業として全体的な構想が持てるのかを検討する必要があると考えますし、その中で地域ガイドが必要だということが位置づけられれば、教育委員会が担える部分で取り組んでいくことは可能かというふうに今のところ考えております。

○村長

教育長の答弁のとおり、2020年12月議会定例会において答弁をいたしました内容に関しましては、公民館の講座としてガイド養成を目的にといいますか、文化財についての学習を行ってきた経緯がございます。

御指摘のとおり、現在、村を案内するそれぞれのガイドさん、これを育成し、組織として立ち上げる、こういうことにつきましては一切手をつけておりません。

また、やはり組織立ち上げを早くすべきであると、こういう強い住民の皆さんからの声も上がってきていないことも事実でございます。

背景としてはどうかということでございます。

伊那地方は、現在のところ観光客の入り込み数については長野県の中でも非常に低く、南信地方、上下伊那を合わせても10%に満たない。ましてや、言い方は変なんですけど、そこに落としていくお金っていうのはさらにまた低いと、こういうのが現状の中では、中川村は非常にいいところである、また先ほどお話があったとおり、古いお城ですとか、山城等も含めて、いろんな文化財、こういったものもたくさんあるよ、あるいは地形についてもほかにない伊那谷の成り立ち、それから、ちょっと東のほうへ行きますと大きな構造線が走っておりますので、こういったところについては、また連携する特異な地域であるっていう言い方についてはよく分かるわけでございますけれども、ちょっと観光というふうなことに結びつけて考えていきますと、なかなか難しいかなというふうに思っております。

もちろん、多く訪れていただいた方については、桂川議員が御説明されたと思うんですけども、そんな専門的なお話をただで聞いてちゃっていいんですかとか、付加価値として、やはり非常に参考になったという皆さんもいらっしゃるであろうこと、こういったことも想像できるわけであります。

それで、教育長のほうで申し上げましたけれども、村の取り組む事業としてガイド



組織を立ち上げていくには、観光に限らず、あらゆる分野を全体的に考えて、村としてどういう構想を持つか、目標を1つにする必要があるのかなということを感じております。

仮に参加者が主体で運営できる組織、近隣自治体との連携が取れた組織となれば、これは理想的かと思えます。

行政の主導で行う一つの事業として運営されれば、つまりガイド組織でございますけれども、これが運営されることになれば、当然、行政としては支援の対象とすべきでありましょうし、支援の対象となれば少なからず収支を含めての効果の検証が必要になります。

また、PRの効果も、どうだったかということは求められてくることかなというふうに思います。

ガイドを行うには相応の知識等を得るための講座ですとか研修が必要となりますので、ガイドの成り手も広い分野、年齢層から確保できるんだろうかと、こういう不安材料も残るところでございます。

とはいえ、今の観光の現状をちょっと申し上げましたけれども、リニア中央新幹線ですとか三遠南信自動車道の開通がこれからあるわけでありまして。

また、木曾山脈を越えた向こう側の話でありますけれども、西側の木曾地方ですが、インバウンド需要で非常に観光客が増加していると、こういうことも一方ではあるわけでありまして。

そういうことを考えていったときに、村の観光と産業の振興をどのように結びつけて進めていくか、方針と併せて、お話があったとおりガイド組織の検討、こういったことも必要になってくるだろうというふうに思っております。

それで、当面としますと、組織の考えも、将来っていうか、近い将来といえますかを見ながらできること、現在のところでは物理的な面で案内できる手法がございます。例えばA Iとか、QRコードを案内看板につけて、それで専門的な話を聞いていただく、そこで見て知ったら、また改めて自分でもそういう目で見て、観光に訪れた皆さんが見た上で村のよさにも気づくかもしれない、こういうことも併せて考えていきたい、こんなふうに思っているところでございます。

○5 番 (桂川 雅信) ちょっと不思議に思ったんですけど、この話は2020年に議会の一般質問で取り上げて、もうそれから4年たっているんですが、先ほど教育長がおっしゃったように、村の事業構想があれば進めますというお話だったんですが、もともと4年たっても事業構想が今まではなかったわけで、それはなぜかという、なかなかそういうところに関心が向いていないっていうだけの問題ではないかというふうに思います。

つまり、行政が何らかの音頭を取ってやろうとするからなかなか進まない、もうそこに尽きるんじゃないかなと思います。

私が申し上げた提案は、行政は手を出さなくても結構ですよ、住民の皆さんでやればいいんじゃないですか、やれるところからやりましょうよということです。それで、

やれるところからやって、始まったらちょっと支援してくださいねという程度の話です。ですので、その程度の話ですので、何か構えなくてもいいんじゃないかと思うんです。

村長からはさっきそういう組織が出来上がったら支援はしますというお話がちょっとあったんですけども、事業構想がなくても、村の人たちが自分たちでそういうのをつくろうよ、やろうよってなったときに、それはそれできちんとそれなりの支援をしていただければいいだけだと思うので、どうですか、何かちょっと、何か形をつくらないと始まらないっていうのはいつまでたっても始まらないと私は思うんですけども、どうでしょう、村長。

○村 長 殊に観光に関しては、ちょっと私どもも未知の世界というところもあります。

しかしながら、やはり民間の皆さんの——民間のって言う言い方はよくないんですけど、発意を持って私たちがこういう組織を立ち上げていくので支援をしていただけないかという手法自体は、それは理解いたします。

いたしますが、殊に観光ですとか、そういったところに結びつけて物を考えていったときに、過去にそういう経験が——実際には観光協会というものもつくりながらやってはきておりますが、大きな事業効果を発揮していないことも事実ですし、そういった面から、村としてはちょっと、行政が主導みたいなことになることについては非常にちゅうちょ——ちゅうちょするっていうか、よっぽど慎重に考えないと、そこにお金を投入してやったけど、また駄目だったという、こういうことがもう多々あったのでということで申し上げておるわけでありまして。

○5 番 (桂川 雅信) 何度も申し上げていますが、行政主導でやっていただかなくて結構だと私は思っています。松川でもそうでした。ただ、松川の場合は、声をかけてくれたのは行政のほうでしたけれども、集まった皆さんは、運営はみんなで行いました。立派に今は運営組織ができています、ガイド組織が。

教育長もさっきおっしゃいましたけれども、文化財学習は今まで頻繁にやってきていただいていた。ガイド役を養成しようっていう話もちょっとありましたけれども、結局、何がやっぱり足らなかったかという、文化財の学習とガイド役の養成とは中身が違うんですね。

文化財の中身をよく知っていただくのはもう大前提ですけども、それ以上に、地域ガイドになる方にはガイドとしてのノウハウをきちんと、やっぱりそれは学習していただかなきゃいけない。何のためにこの村を紹介するのかということからやっぱり学んでいただかないといけない。そのことをスタートにするのは行政でなくてもできるんです、地域の人たちが集まってその勉強をすればいいだけですから。

実際にそうやってガイドグループをつくっているところは全国にいっぱいあります。県内にもあります。そういう方々がお客さんをみんな集めて、来た方を御案内しているグループはいっぱいあります、県内にも。幾つもそういうところを見てきましたけれども、別に行政が手を出さなくても、そういうグループは運営できています。

それで、困ったときにちょっと行政が支援してあげると、その程度の仕組みをつくっ

ていただければいいということですので、地域の皆さんにぜひ集まってやっていただけるように私のほうも声をかけたいと思いますので、行政のほうも、予算は出していたかなくても結構です、すぐには。でも、その程度の支援はしてください。何か声をかけるとか、ぜひその程度の支援はしていただきたいと思います。

次に移ります。

3番目です。「ゴミ袋への氏名の記名について」です。

この問題は令和4年7月11日付の村長への手紙で提案されたもので、都会から移住された方がゴミ袋に氏名を記入することに違和感持ち「個人名を書く事はゴミの中身について個人情報公開しているも同然です。プライバシー侵害になりかねません。」と指摘しており、その後「マナー違反を防ぐ為に必要なことかもしれませんが、氏名表示ではなく、他の方法で考えていただけないでしょうか？例えば地区別に番号や記号等に変更出来ないでしょうか？」と提案もしています。

これに対する村の回答は、2022年——令和4年7月15日付で建設環境課長名での回答がなされており、そこには今までどおり名前の記名を求めながら

今後につきましては、貴殿からのご意見も踏まえ「ごみの分別の徹底が図られ、かつ、排出者のプライバシーが保護される」ことを視点に、地区保健部長会等において「ごみの出し方」について検討・協議していただくことも必要と感じています。と回答しておりました。

実はゴミ袋への氏名の記名については以前村の若い方からも意見を頂戴したことがあります。本来はかなり深刻な問題だと私は受け止めているのですが、行政側の反応を見る限りでは個人情報保護やプライバシー保護に関する認識があまりにも低いのではないかと疑わざるを得ません。

そもそもゴミ袋に氏名を記入するのはごみを出した方を識別することが目的であって、ごみの出し方が間違っただけの場合や収集業者が置いていった場合には、その袋を出した本人と収集場所を利用している皆さんが誰が間違えたのかを識別できればよいだけの問題です。したがって、提案者が言うように番号や記号で十分にその役割は果たすことができます。

さらに問題なのは、村が回答の中で

排出者のプライバシーが保護される」ことを視点に、地区保健部長会等において「ごみの出し方」について検討・協議していただくことも必要と感じています。などと行政の問題として捉えない回答を行い、しかも、その後どのように問題を解決したのかさえも分からない状態です。

この問題をたかがゴミ袋の名前の問題だと考えているのなら、それは大きな誤りです。

手紙の方も書いているようにゴミ袋はプライバシーの塊のようなもので、個人情報が全て詰まっています。ごみを手がかりにしてストーカー行為に発展している事例もありますし、DVから隠れて生活している被害者から見れば、居場所を知られないためにはゴミ袋に表記など絶対にできないのです。

また、ごみの内容を知られたくない人はたくさんいますし、周囲から「あの人は」と見られることが嫌な人もいます。こういった方は今どうしているかという、ゴミ袋の中身を新聞紙でくるんでしまい、外から見えないようにしてしまっています。つまりゴミ袋に氏名を記入することがごみの識別とはむしろ逆の結果を生んでいるのです。

若い女性や障害者、要介護者やその家族は自分のごみの出し方に大変神経を使っていますが、そのことはあまり理解されていません。

現状では今のままで何も問題がないと思っている方が多数ですから、そのような方が集まった会議で当事者の声が反映されていないのは当然です。

現在は少数意見のほうで深刻な問題をはらんでいるのに、多数意見の方に理解されていないので、現状が維持されているに過ぎないのです。

現在は村外から村を通過する方が多い時代となり、そのため顔見知りではない方が普通に村の中を歩いていますし、村外への情報発信が広がるほどそれは一般的な状態になっていきます。中には詐欺まがいの商法で戸別訪問をする人たちもおりますので、村内では可能な限り犯罪につながるような眼は摘んでおく必要があります。

ゴミ袋の問題はストーカー行為などの犯罪を未然に防止する上ですぐにも取り組まねばならない問題であって、地区の役員会で話し合っただけとか地区保健部長会で話し合っただけなどという次元の問題ではありません。

この問題については、昨年9月議会の134号の議会日よりモニターさんの自由記述欄の意見に次のように書いていました。

飯島町は各家ごとに記号番号が割り当てられ数字を書くだけでよくなっていました。個人情報は見えないが誰のものかはちゃんとわかる。とてもいいなと思いました。中川村も、簡素化できることは改善できるといいですね。

とありました。

ごみを出した本人と周囲の方が識別できるようにするだけならば氏名の記入は不必要であり、むしろ犯罪防止と適正なごみ出しを推進するためには、氏名記入はすぐにもやめて御本人が覚えやすい記号や番号で記入できるようにするべきだと思います。

村が率先してこの問題に取り組むためには、例えば各組に氏名と自分の番号、あるいは記号や屋号を記入する一覧表を配布して、記入したものを組の皆さんが保管しておけば簡単に問題は解決します。

担当課の見解を伺いたいと思います。

ごみ袋への指名の記名のことについて、御質問をありがとうございました。

まずはゴミ袋への記名の現状から御説明をさせていただければというふうに思います。

指定ゴミ袋の仕様につきましては、上伊那広域連合構成市町村の一般廃棄物担当課長・係長会議におきまして大きさや色、記載事項等を検討し、広域連合として決定されたものを村が指定しているというものであります。

現在、上伊那広域連合及び構成市町村では、令和7年4月から製品プラスチックの

○建設環境課長

分別回収を始めるため、資源プラスチック指定ごみ袋の仕様変更に関する検討を行っている最中であります。この中で排出者のプライバシー保護の観点から着色袋への変更に関しまして検討をいたしました。

中身がおおよそ確認できないようでは分別の有無やそれに伴う収集・運搬・処理時における事故の懸念があることなどから、現在使用している半透明の袋の色とし、また氏名等の記載につきましても検討し、排出者自身が出したごみに関して責任を持っていただくためにも引き続き氏名を記載していくことを基本に調整を進めているという状況であります。

氏名記入に関しては、集積所を管理する自治会等の中で合意が図られているのであれば区域内における世帯等の任意番号や希望等を記載することにより指名に代えることも可とするという従来からの考えを継続することも併せて確認はしております。

実際としまして、上伊那地区内の幾つかの集積所ではこのような記号方式で集積しているところもあるようでございます。このような場合、分別の徹底など、管理方法は集積所の管理者に一任し、利用者の合意形成の下で運用しているという状況であります。

当村においては、村内各地区が設置している集積所の管理に関しては毎年開催している地区保健部長会において収集するごみの種類や分別、集積所の維持管理に係る説明等を行ってきておりますが、指定ごみ袋の氏名記入に関する意見や疑義はこれまで出ていなかったという状況でありました。

しかし、御質問にもありますように、プライバシーを尊重する時代の趨勢を受けまして、検討するべき内容であるということは十分認識しております。

まずは地域の集積所を管理する地区保健部長の皆さんに提起し、村内一律とはしないものの、集積所ごとに厳格なごみの分別に対応できる場合は番号制など代替できる方法で対応していければというふうに考えております。

○5 番 (桂川 雅信) あえてこの問題で申し上げたいんですが、ごみ出しのマナーを守らせるために名前の記入が本当に必要かどうか、この制度ができてもうかなり年数が過ぎていきますので、もう一度検証してみても私はいいんではないかなと思います。本当に名前の記入が必要なかどうか。

私が住んでいた都市部の町内ですが、30～40所帯ぐらいの組がありました。私はそのとき——以前に組長もやったことがあります、それとは別にこの組にはアパートもありまして、10所帯ぐらいのアパートも中にありました。

それで、私が住んだところは、ごみ処理袋は指定されておりました。半透明の袋に指定されたごみを分別して入れて定められた曜日に出すようになっていて、氏名の記入などはしていませんでしたけれども、ほとんど問題は発生しませんでした。

朝の決められた時間にごみ出しするので不法投棄はしにくいこともありましたし、収集業者がシールを貼って置いていくようなごみが10年の間に1度か2度ありました。でも、ほとんどは数日で持ち帰られていました。つまり、名前をごみ袋に書いていなくても、出した本人はこのごみは自分のものだっていうことが分かっていたんで

す。

つまり、本当に名前を書くことが必要なのかわかっていうのをもう一回検証したほうがいいというふうに私を感じるの、これは自治の問題だと私は思うんです。つまり、自分たちの町をどうやって守っていくかっていう自治意識の問題であって、名前を書くかどうかっていうのはちょっと別の問題だというふうに思っています。

きちんと、そういうなぜこのごみはこういうふう処理しなきゃならないかということ、みんなが理解するかどうか、そのことによってごみ処理が円滑に進んでいくわけで、名前を書いていくかどうかの問題ではないんではないか、もう一度このことについて——これは上伊那広域の問題でもありますけれども——御検討いただきたいと思えます。

もうこの制度が始まってから、上伊那広域でごみ処理袋を有料にしてから年数はかなりたっていると思えますので、この制度についても一度考えたほうがいいと思えます。

名前は書かなくても本当に大丈夫なのかどうか、名前は書かなくてもいいんではないかっていう議論も一方であっていいんではないかと思えます。ことは住民自治の問題だというふうに私は考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前11時32分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 松村利宏議員。

○2 番 (松村 利宏) 私は通告書に基づき2問質問いたします。

まず防災、減災ということで能登半島地震の教訓について伺います。

能登半島地震は、1月1日午後4時10分に発生し、マグニチュード7.6、最大震度7で、東日本大震災に次ぐ規模の災害となりました。お亡くなりになられた方、災害に遭われた方に対し御冥福とお見舞いを申し上げます。

能登半島地震は、能登半島という半島特有の地形により災害状況の把握に時間がかかったことが最大の問題点だと考えます。県、市、町の職員自身が被害を受けたこと、通信網が通じなかったこと、道路網がもともと脆弱であり、地震による道路崩壊、土砂崩れにより通行が不能になったことが主要な要因と言えます。

第6次総合計画では、災害に強い地域づくりのため防災、減災を推進するとしていきます。

能登半島の各市町は地形が錯雑、道路網が脆弱、高齢化が進んでおり、中川村と類似するところが多いと言えます。

能登半島地震における初動対処を主体に村の災害、防災に反映すべき事項について

議論したいというふうに思います。

まず1つ目ですが、能登では近年地震が頻発していたが、震度5強程度で大きな被害が発生しなかった。今回のマグニチュード7.6、最大震度7を予測している地震学者が少なかった。住民は地震に慣れており、震度5強程度で大丈夫だろうと考えていた。さらに、マスコミも昨年の5月に発生した珠洲市の地震、震度5弱以降、さらに大きな地震が発生するような報道をしていない。このような状況で、1月1日午後4時10分にマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生した。

2月12日の新聞報道によると、マグニチュード7.3相当の2つの地震が13秒差で発生したことによってマグニチュード7.6になった可能性があるとの分析結果が報道されている。

能登半島地震発生後、地震学者はこのような規模の地震が全国どこでも発生する可能性があるとして声を大きくして言っています。

さらに、今後の地震対策では連動を念頭に置いた被害想定も考えることが必要になりそうだということが言えると思います。

リスクマネジメント——危機が起こるまでのリスクマネジメントということだと思います。クライシスマネジメント——これは危機が発生してからということになるかと思いますが、村の地域防災計画をこれに基づいて見直すことが必要だと考えます。

リスクマネジメントに基づいて、危険が発生する前の段階、これに基づいて危機を想像——いろいろなことを考えるという、その準備をして初動対応をできるようにするということが特に必要じゃないかというふうに考えますが、村長の見解をお聞きしたいと思います。

○村長 災害発生時または事前の防災対策に関する実施事項を定めた地域防災計画ですとか、想定以上の災害が発生した際に被災後に優先的に行う業務を定め、業務の執行体制や手順、必要な物資等を定めた業務継続計画など、行政機関として災害時に適切な業務執行が行われるように各種計画を定めておるところであります。

御指摘にありますとおり、広い意味での災害リスクをまず回避し、対策をしておくこと——リスクマネジメントということだと思います。想定以上の災害が発生したときに被害を拡大させない、二次被害を出さない対策を講じていく——実際に能登半島で起きたような例、その後の対策、対応がどうであったか、あの程度の大きな地震——あの程度というか、非常に大きなことでありますけれども、いざ起きたら、その後、これを適切に乗り越えていくために必要な、いわゆる危機が発生したときのクライシスマネジメントっていうんですか、この2つをうまく組み合わせていく必要があるわけでありまして、これは国内の事例を参考にして長野県地域防災計画とも連動しながら計画の見直しを行っていく必要があると考えております。

令和6年度には、ハザードマップの更新、こういう大きなものがございまして、能登半島地震が不幸にして起きたことを我々の側にとって返してどうであるかという、こういうことを踏まえて検討して、ハザードマップの更新と併せて検討してまいる所存です。

○2番 (松村 利宏) 前回ハザードマップの見直しを私のほうで質問させていただいて、しっかりやっていただいているっていうことですので、これに併せて、今答弁いただきましたが、さらに想像して、いろんなところを想像してやっていただくということが大事だと思いますので、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

じゃあ次に参ります。

能登半島地震では、国道、県道、市町道、農道など全ての道路が寸断され、停電も発生したため、被災状況の把握が困難となりました。

林芳正官房長官は1月19日午後の会見で、能登半島地震の被災地における通信手段の確保のため、地上に配置されている携帯電話の基地局などの通信インフラが復旧していない地域において衛星インターネット通信の提供が行われているとし、日本国内の最大規模災害の現場で初めて活用し、今後、大規模災害の発生時における同通信網の効果を検証していくと話しました。

今回の地震では、停電や設備の故障で能登半島北部を中心に広い地域で通信障害が起きました。主な原因は光ケーブルなどの設備の損傷や基地局の停電で、総務省によると、停止した通信基地局は最大で約850か所になりました。通信各社は復旧に向けて現地入りしたものの、道路の損壊が激しく徒歩で向かわざるを得ないなど、作業は困難を極めました。

村は災害が多く、孤立地域も予測されるため、軽量で運用が容易な衛星インターネット通信を緊急設備として孤立が予想される地域などに配備することを提案します。

担当課の見解をお聞きします。

○総務課長 お答えをいたします。

災害時における中山間地域の孤立につきましては、事前の避難等で孤立を避けなければならない事態ではありますが、大地震等の災害時には孤立の地域が発生することは容易に想像できます。

まず現在の通信環境の状況ではありますが、役場庁舎との連絡につきましては、防災行政無線のアンサーバック機能というものがございまして、桑原、葛北、中田島、牧ヶ原にありまして、防災行政無線を利用した電話というか、音声通話が可能になっております。

また、各集会所に設置してありますデジタル携帯型無線でも同様に通信が可能でございまして。

インターネットの環境につきましては、エコーシティーの通信網を利用しましたWi-Fiの環境が各集会所のほうに整備されておまして、インターネットの通信が可能ということでもあります。

また、衛星携帯電話というものを2台常備しておまして、電波が届かない場所でも通信が可能という状況になっております。

また、桑原集会所をはじめとします孤立の可能性があると想定をされる6地区の集会所には停電時のための発電機のほうを整備しております。

また、孤立地区の対策活動としまして電話回線等が不通になった場合には関係機関

と早急に応急的な通信伝達回路の確保を行う等の協定のほうを締結しております。さきに述べました村の既存施設の活用ですとか、東日本電信電話株式会社の協力を得て携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置、ポータブル衛星方式で通信回線を作成いたしまして通信環境の確保に努めるといったようなことになっております。

孤立防止対策としましては、孤立地区での通信環境を確保するため、現在の通信環境につきましても検証いたしまして、必要であれば御提案をいただきました衛星インターネット回線ですとか、携帯通信網を利用したIP電話等についても孤立の可能性のある地区での運用が可能かどうか検討していきたいと思っております。

○2 番 (松村 利宏) 先ほど申しましたとおり、不測事態は何かあるか分からないんで、あらゆることを考えた上で、徐々に新しい機能を持ったものができた場合はそれを使うと、もしくは検討できるようにしておくということが大事だと思いますんで、今答弁いただいたとおり検討していただくということと、これは多分国、県のほうから下りてくると思っていますんで、それも含めて県とか国の考え方をしっかりと調べて、情報を入りしながらやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

石川県は、起立集落の場所を確認するため、デジタルマップを活用して孤立集落ごとに食料、水、燃料、資材を徒歩で運搬、孤立集落の情報を収集しました。

防災、減災を含めてデジタル化を加速することが必要だと考えます。

担当課の見解をお聞きます。

このときのデジタルマップは、これは何でデジタルマップになっているのかなと考えると、水道管がありますよね、これをやったところをデジタルの地図に落とし込んで、そこからできると。ただ単なる地図じゃなくて、デジタル地図の中にもう水道管が全部入っていると、そうすると、その先には家があるわけで、それを活用していけばできると。

あとはそれでプロットを拾えば、今度はコンピューターではあっと全部できるという意味でのデジタルっていう感じの運用ですんで、その辺のところも加味して御検討いただければと思います。

○総務課長 災害時におきまして孤立状態になった地区につきましては、通信手段も遮断された場合は徒歩等での情報収集が基本になるかと思っております。

村では災害時のため統合型GISというものを導入しております。このサービスを活用しまして、現地に赴いた職員から情報や写真データ等で現地の様子を送っていただきながら、庁舎内で被害場所や被害状況を随時共有できるというような体制になっております。

また、GISにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたようなことについても十分活用が可能かというふうに思われますので、その部分も引き続き検討をしていく必要があると思っております。

また、災害時を含めたドローンの活用につきましても、関係者との協定締結に向けて今検討中でございます。

○2 番 (松村 利宏) 大体いい方向に進んでいると思いますんで、その辺をしっかりとまた進めていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

次に行きます。

能登半島地震では、市町の職員が被災し、50～60%の人員で初動対応をしています。このため、県は国に広域支援700名を依頼し、総務省は過去に被災した東北各県、熊本県、新潟県、長野県を主体に500名をインフラ支援や罹災証明書の発行、避難所等の支援を行っています。

長野県は能登地震発生直後から緊急対策、避難所等支援、人的支援、被災者の受入れなどの支援を行っています。

中川村も、お聞きしたところ来週——11日からだと思っんですけども、行っていただくということで、まだ現地のほうは非常に、御存じようにテレビで見たとおりの状況ですので、天候状態が寒いところもあるでしょうし、非常に大変だと思うんですが、頑張ってきていただきたいというふうに思います。

2か月もたっていますけれども、支援に行った場合には、特に被災された方に対しては言葉を非常に選んで話さないとなかなか難しいかと思っております。しっかりとその辺にも配慮していただければと思います。

さらに、自己完結的に、寝具等を含めていろいろと持って行っていただいて、向こうである程度の準備はをしているという話じゃなくて、自分たちで準備していくことになると思いますんで、その辺も含めて、自分のことは全部自分でやるんだという感じでやっていただければと思いますんで、そういう感じでお願ひしたいと思っております。

避難所支援業務は、1月上旬から下旬に参加した長野県職員、それから長野市、松本市の職員から、1月の下旬に私は直接確認をしました。これは、御存じのとおり自衛隊OBの方が県職員のほうに、危機管理士、それから長野市にも入ってしまして、松本市にも入っています。その方とちょうど1月下旬に長野市で会って、そのときに全部お話を聞いた内容が次のところになります。

被災地の移動は、道路の被害箇所が数あり、最小限通行できる状態だとか、渋滞が発生しており、情報発信が必要だとか、ガソリンスタンドの位置、こういう情報発信というのも重要だということです。

宿泊場所は基本的に応援する自治体側が手配することになっている。向こう——被災されたほうがやるんじゃないんで、全て応援するほうのところは全部自分たちで考えてやるんだと、やらねばならないというのが実態なんで、その辺のところもしっかりと持って、今は大分よくなっているとは思いますが、そういうところなんです。

今回は国主導で宿泊場所を手配し、県を通じて市に連絡が来たので宿泊できたという状況です。

最低限、寝る場所、駐車場があればいいと。

避難所は避難所開設運営訓練を必ずすることが必要だと、訓練していないと有事の際はできないと。避難所内の配置は一度配置すると変更は難しいと、事前に決めておくこと、受入れの際の初動が肝腎と。行政、施設管理者、自主防災組織——住民、こ

れとの連携が必要だと。

ちなみに、輪島市では——私がいつも防災、減災っていうことを質問させていただいている中で、各地区に自主防災組織っていうのをつくって、実際に訓練をいろいろやっているわけですけども、全くこれが機能していなかったと。要するに、自主防災組織はあるんだけど、実際にそこで訓練、それなりのことをちゃんとやっていると、実際に災害が起きたら何もできないんだというのが輪島市では見られたというところでもあります。

まあ、全ての地区に行ったわけじゃないんで、行ったところのことですけど、そういうのがあったと。要するにリーダー的存在がいなかったと、だから誰と調整していか分からないということになりますよね。これは初動のときなんで、2か月たっていますんで今はもうできていると思いますけれどね。初動の頃です。1月の中旬までの間のところですよ。

避難所開設・運営に必要な資材の準備、毛布とか段ボールベッドとかパーティションとか事務用品とか、冬ですと、あれですね、シュラフ——寝袋、こういうのがやっぱり必要なんだろうなというふうに思います。

緊急避難時以降の食事、初動期が終わってちょっとたってから、2週間3週間たってきたからは、もう温かい食事っていうのがないと、乾パンとか乾飯とか、それからレトルト食品だけではやっぱりなかなか厳しいんだろうなと。やっぱり支援で行った方も野菜が全然ないんだということを言っていましたんで、若干たってからはそういうところが必要なかなというところですよ。

あとは感染予防とか拡大防止、これの徹底が必要だろうと。

御存じのとおり計画どおりにはいかないんで、柔軟性を持って対応することが必要だろうということを言っています。

そういうことで、今言ったところが聞き取りした中での話で、一般的な話——テレビでもいろいろやっていて皆さんも情報は聞かれていると思うんですが、そういうのが実態であるというところですよ。

それで、被災地の状況から村の防災、減災に反映する事項は次のとおりだということで、まず道路の復旧は災害地の救援、復興に重大な影響を与えるということでもあります。

御存じのとおり、能登半島へ行くところはほとんど通れなかったんですが、ほとんどが一方通行、道路の本数がそんなにないんで。海岸線沿いもほとんど厳しい状況で、私も和島までは何回か行ったことあるんですけども、そういう状況のところですよ。

それで、先ほど地域防災計画の見直してるところでもあったわけですけども、やはりここで重要になってくるのは——今回の初動ではマスコミの方とか国会議員の方ががんがんいろいろのところで遅い遅い遅いということを言われましたが、決して遅くないです。

もう、こんなところに5,000人とか1万人もつぎ込んだら行った人たちが困ってしまいます。食料はない、寝るところはない、燃料はない。それで、その辺のところは

瞬時に判断していかなくちゃいけない。県知事はちゃんと動いています。だから、その辺も、マスコミ、国会議員の言われた方はちゃんと把握しているかどうか、反省してもらわないといけないだろうと私は思いますね。

それで、そういうところをしっかりと見てやっていかなくちゃいけないってことです。なぜかっていうと、能登半島のほうから帰ってくる人を優先すればいいんだけど、こっちから行くほうの人たち、支援に行く人たちをどんどんやるもんだから、道路はずたずただし、普通なら3時間で行けるところが、当時、最初は10時間とか12時間かかったと思うんですよ。そういうところをしっかりと見ていかなくちゃいけないってのがこのところですよ。

このため、村は国道153号、県道、村道、農道などが脆弱であるため、国、県に要望し、改良を促進、被災した場合の対応について計画すると。

道路の使用統制を計画に反映する。

災害ボランティアの受入れは、これはよく気をつけなくちゃいけないんですが、初動対応が終了するまでに災害ボランティアを受け入れちゃいけないですよ。二次被害もあるし、受け入れたところの人たちは、寝るところとかがなければ何もできません。そういうことをやっちゃいけないというのが常識です。今回、石川県知事が取った対応は、非常にそういう意味ではよかったんだろうと私は思います。

基本的に災害支援に行く人たちは自己完結できなくちゃいけないんですね。寝るところも全部、食べるものも全部自分で用意していくんですよ。燃料も全部です。いいですかね、これが常識なんで、簡単にそういうのを受けちゃいけないというところを頭に入れてもらうのが必要だというふうに思います。

それで、何を言いたいかっていうと、村のところは非常に地形が狭隘しています。中川村の地形は天竜川を挟んで非常に複雑な地形をしています。

それで、何回も質問させていただいていますが、国道153号線は、やはり何年もこのままほっておくっていうのはおかしい話で、県が駄目だったら国へ直接要望して国直轄工事でやってもらうなど。

それから、県道は今進めているわけですけども、先ほど4番議員からもありましたが、やはり飯沼地区は天竜川のところで災害の発生も危惧されます。陣馬形からの山系、これでも非常に厳しいところがありますので、やはり進めていくことが大事なんで、今は着実に進んでいます、県の工事になりますんで、ちょっとやっぱり時間がかかると思うんで、それも含めてしっかりとやっていくことが必要だと思います。

そういう観点で村長の考えとか所見をお聞きしたいと思います。

○村 長

今、道路整備といいますか、主要地方道伊那生田飯田線の整備のお話が出たところでもありますけれども、道路につきましては、国県道の防災対策の観点からの改良促進を要望していくとともに、大規模災害が発生する、そうしました際には、道路管理者、長野県警察と連携をして国道153号や主要地方道伊那生田飯田線、村道沖田牧ヶ原線などの緊急輸送路を中心に適切な交通規制により効果的な運用を図っていきたいということが基本的な考え方です。



また、道路等が被災し通行不能になった場合には、災害協定に基づき建設業協会等と連携して早期復旧に努めるということにしておりまして、建設業協会とは4月の初めに毎年でありますけれども、改めて資機材、基本的な協定を取り交わして確認させていただいております。

あわせて、道路だけではなく、電気路——電気路といいますのは電線でございます。それから電話線路などの保全も必要になってきますので、引き続きトータルな意味でライフラインの整備事業としての支障木撤去——実は、これは能登地震とは比べ物になりませんが、ついこの間の大雪で沢入浄水場に行っております電気線——電線への倒木が激しく、復旧に大変な苦勞をいたしました。

それで、倒木はまだありますので、もうこの際ですから切っておりますので、そういうことも含めて支障木撤去などを計画的に進めていきたい、そうすることによって事前の災害対策に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○2 番 (松村 利宏) 非常に錯雑地形であり、雪がちょっと降ると、村長から今ありましたとおり、倒木とかあって、これで停電したりするところがありますので、それも含めてしっかりとお願いしたいというふうに思います。

次に行きます。

上下水道の復旧は被災地の生活に決定的な影響を与えるということです。まだ能登半島の各市町では完全に直っていないところがあるわけですが、このため上水は井戸を補助手段として活用できるように計画する。

下水は、被災した場合、復旧に時間を要するエリアについてはいろいろなやり方を検討することが必要だというふうに考えます。

この辺は、今いろんな意味で見直しもかけているところではありますが、これは費用対効果のところで見直しをかけているところもあるわけですが、担当課の見解をお聞きしたいと思います。

○建設環境課長

それでは上下水道の復旧のことに関する質問についてお答えをさせていただきます。まず上水道につきましては、当村の場合、被災直後に避難所となる社会体育館、東小学校及び社協等向けに貯水機能付きの配水管として4 m<sup>3</sup>の水が取り出せるタンクを設置してございます。

あわせて、昨年より個人所有の井戸水につきまして水質検査の補助を行うようにしてまいりました。その条件としまして、災害時には他者への提供に努めていただくようにということにしております。

村内供給だけでは難しい大規模災害の際には長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱によりまして他市町村へ給水支援を要請するということになってございます。

水道管路につきましては、今までも基幹管路の耐震化や飯島町からの受水で水源の複数化や浄水場の検討などを進めてきております。引き続き災害時での被害の少ない水道施設を目指していきたいというふうに思います。

続いて下水道であります。

当村につきましては、地形的にマンホールやマンホールポンプが非常に多く必要になっております。このことが下水道の経営自体を苦しめているという実態がございまして、一方で、マンホールには貯留機能があることから、当面の間は下水を流すことが可能という状況であります。

また、大規模災害の際に応援の根幹となるマンパワーについては、県主導の下水道災害時応援協定ができており、村は県を経由し中部ブロックの9県に応援を求めるということになっております。

能登半島地震でもこのブロック協定により石川県から県へ応援要請が来ているという状況です。

下水道のエリア的な面からは、集合処理区の耐震対策に関して費用面で大きな負担となるのが目に見えております。今後の人口減少も考慮しますと、集合処理から個別処理に変えることも現実的な選択肢として対応をしていく必要があるというふうに思っております。

また、いざ被災した場合には集合処理より浄化槽などの個別処理で復旧するほうが時間的な面から早期に復旧することができることから、このような対応も視野に入れ、総合的な検討課題としてエリアの見直しなどを行っていきたいというふうに思っております。

なお、この件に関しましては、現在策定を進めております下水道経営戦略の中でも集合処理から個別処理への見直しについてうたっておりますので、具体的な検討を進めていきたいというふうに思っております。

○2 番 (松村 利宏) 上水のほうについては、井戸を使っているところで補助金をいただいて検査をしているところですが、これの実態もちょっとやっぱり行政として把握をされていくことがいいんじゃないかと思っておりますので、その辺も今後の課題となると思うんですけども、実態っていうのは井戸がどんな状況かっていうところを見ておく必要があるかと思っておりますので、その辺もやっていただければと思います。

それから、下水のほうについては、まさに今の能登半島の各市町は、まだ復旧していない下水のところは非常に困っているのが実態だと思います。

それで、この辺をやはり見て、どうするかっていうのが、やはりお金もかかるだろうし、いろんな維持していくっていうのが、個別にしたほうがいいっていうのが一つの方向としてあるんだろうと思っておりますので、その辺もしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

じゃあ次に行きます。

災害初動期の被害情報の収集、分析は初動対処に重大な影響を及ぼすと、このため衛星インターネット通信及びデジタルマップの活用について検討して計画することが必要だと考えます。

さらにその次も、ちょっと同じような話なんですよ。

孤立地区発生に備えた準備が必要っていうことで、孤立地区を選定し、情報の収集とか生活必需品などについて計画することが必要だと考えるということで、この2つ

は同じような内容になるかと思うんですけれども、担当課の見解をお聞きできればと思います。

○総務課長 災害初期の被害情報の収集につきましては救助、救援の活動、緊急復旧作業、村内外における支援要請に大きく関わってきます。そのため、素早く正確な情報を集めるように手配をしなければなりません。

被災地での情報収集に有効な通信環境の確保につきましては、先ほど述べたとおり検討を進めていきます。

また、デジタルマップ等の活用につきましても、先ほどGISの話をさせていただきましたが、引き続き活用を進めていきたいと思っています。

また、ドローンの技術につきましても民間の方から積極的な提案をいただいておりますので、活用について検討を進めていきたいと思っています。

また、孤立する可能性のある地区の把握につきましては行っております。その下で、先ほどのように発電機のほうを設置しておりますが、指定といったところまではしていないのが現状でございます。

大規模災害により集落への道路や橋梁が寸断され孤立する可能性がある集落が存在し、その対策については重要というふうに考えております。

孤立地区との通信環境の確保については、いち早く救助活動を行うには欠かせません。孤立する可能性がある地区については非常時通信手段の確保に引き続き努めてまいりたいと思います。

生活必需品につきましては、孤立する可能性のある地区単位での備蓄についても検討が必要というふうには考えますが、各戸におきましても支援が行き届くまでの生活が確保できるように平時から備蓄をしていただくよう、防災訓練等の折に触れ引き続き啓発活動を行っていききたいと思っています。

○2番 (松村 利宏) 今言われたことでしっかりとお願いしたいというふうに思います。次に行きます。

自助について住民一人一人が十分認識し準備することが必要と、このため、総代会での説明と確認、防災訓練内容を検討し実践することが必要だと考えます。

これは、地域防災組織があるわけなんですけれども、私もやってきたわけなんですけれども、実際に訓練っていうと、人が毎年替わっていくもんですから、特に総代が地域防災の長になるわけなんですけれども、そうすると去年はこういうことをやったから今年もこれでいいかなというふうになってしまいがちなので、このところはなかなか難しい問題だと思うんです。

しかし、実際にどういう防災訓練をやっていくかと、具体的にやっていくかということをやっておかないとなかなかできないというのが実態だと思いますので、そういうところでどうするかっていうのを含めて村長の見解をお聞きしたいと思っています。

○村長 もう一遍繰り返しますが、村としましては、総代さんは毎年替わりますので、総代会の際には、防災無線ですとか集会所に備えてあります無線機、Wi-Fi機器の取扱いを反復説明し、慣れていただくと、こういうことを必ずやっております。

また、防災研修会を開催し、大切な自助、共助の必要性、それから地区防災マップ等についての説明も行っております。

地区防災マップの作成については、今さらながら申し上げることはありませんけれども、地区ごとの作成を通じて地区ごとに危険箇所を洗い出していただくこと、独自の避難基準や個々の避難路の確認を必ずしていただくこと、その過程の中で災害への備えなどを一緒に学習していただく、こういう目的であります。

ありきたりのという言い方はありませんけれども、これに加えて、むしろそれをやめてでも、こういうことを一堂に会したときにやっていただくという必要があるかと思っております。

令和5年度中にはできなかった防災マップ作り、それから地区単位の懇談会での助け合いマップと個別避難計画の策定等について、これをできるだけ早く、できるところから着手をする、こういうことを実際にやっていくことのほうがむしろ大事なことかと思っておりますので、そういうところに力を入れて進めていきたいと思っています。

○2番 (松村 利宏) 今説明いただいたとおりだと私も思っておりますので、確実に一個一個やっていくことが大事だと思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。次に行きます。

村として訓練、資材、人の準備を継続、拡大ということで、このために訓練内容を検討し実践、毛布とか段ボールベッドとかパーティションとか事務用品、それから寝袋等の備蓄、防災士による指導、救援物資受入れでは受入れの場所、統制要領について計画することが必要だと考えます。

これは、毎年少しずつ備蓄品を増やしてもらっているっていうのは承知しておりますが、もう一回ここで改めて、冬バージョンとか、いろいろの時期、特に寒い時期、夏はまだいいかと思うんですけれども、それに対してどうするかというのを含めて担当課の見解をお聞きしたいと思っています。

○総務課長 まず訓練につきましては、地区集中訓練の折には避難所開設に関する訓練ということで段ボールベッドやパーティションの設置、仮設トイレの組立てや救護訓練などを行っております。

訓練内容につきましては、自助、共助を基本として、避難時に要配慮者と呼ばれる方々にも参加していただきながら行う訓練も必要かというふうに考えておまして、それにつきましては先進地も参考にしながら訓練内容について検討を進めていきたいと思っています。

備蓄品につきましては、それぞれ、大草、片桐、葛島の防災倉庫のほうに主要なものは用意してございます。

今御提案をいただきました冬ものとか、そういうところについては十分ストックがないということも承知しておりますので、そこら辺も含めて検討していきたいのと、また生理用品等についても今年は購入して充実を図っているところであります。

○2番 (松村 利宏) 冬物を含めて検討していただくっていうことですので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

じゃあ次に参ります。

人口減少対応及び持続可能な経済の構築について、第6次総合計画後期基本計画をいよいよ4月からつくるということになるかというふうに思いますので、それについて伺いたいというふうに思います。

まず持続可能な行政運営では、適正な行財政運営、公共施設の管理、運営、質の高い行政サービス、広域行政を行うとしています。

公共施設の運営、管理に当たっては、各施設の運営状況等を精査し指定管理継続の要否や対象施設の拡大等について検討する、施設の新設は費用対効果等を慎重に検討し判断する、計画的な修繕、長寿命化により修繕の平準化、ライフサイクルコストの削減を図る、更新時期が到来する施設については施設の必要性を精査しながら縮減、統合、廃止なども含めて検討するとしています。

第6次総合計画前期計画の分析では第6次総合計画基本構想にある土地利用の基本方針にある6項目について行うことが必要になります。

長期的視点に立った土地利用、高速交通網の整備を生かした土地利用について、この辺の担当課の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○地域政策課長

土地利用の計画の関係で御質問いただいております。

まず後期の計画の土地利用計画の作成の関係であります。開会時の村長の挨拶にもありましたとおり、教育委員会では中川村の新たな学校建設予定地検討委員会におきまして新たな小中一貫校の建設予定地として現中学校と周辺村有地を活用することが適当と判断をいただきまして、村として当地を学校建設地とすることに決定しました。

これに合わせまして、周辺の土地利用計画や公共施設——公営住宅の再整備、また小中学校統合に伴う旧学校施設の後利用や望岳荘周辺土地利用など重要な案件について検討しなければならないとなっております。

中長期的な視野に立つての土地利用計画、また施設整備計画を策定することは重要でありまして、次期第6次総合計画の後期基本計画の策定時には整合を図らなければならない事案と考えております。

後期基本計画策定については、庁内で基本計画策定委員会を組織しまして全庁を挙げて横断的に各施策の検討を行っていく予定でありまして、土地利用計画についても並行して検討していきたいと考えております。

また、土地利用計画の検討は関係機関との協議、調整にも時間を要することから、特化して業務推進を図るため県への地方自治法に基づく職員の派遣を要望していたところですが、職員の派遣のめどがついたということで、4月から組織の一部体制を変更しまして地域政策課内に土地政策係を配置し、こういった事業の推進を行っていくということになります。

○2番

(松村 利宏) 一緒に質問すればよかったんですけど、次のところまで回答いただきましたので、ありがとうございます。

そのとおりだと私も思っています。

ただ、非常に、後期基本計画を今後進めていく、特に来年度はつくるためのところを含めて検討が相当複雑、煩雑になってくると思いますので、今の職員だけでは足りないかと思いますが、そのときに必要であれば——今は県から1名ですか、来ていただくということで大体決定しているようですので、それで足りないところはさらに追加してもらって私はいいと思うんです、ここでしっかりと計画することが大事だと思いますので。その辺も含めてしっかりと人員を集めてやっていただければというふうに思います。

あわせて、プロジェクトチームも多分つくられるんだろうと思うんですけども、その辺もみんなが集まって集中してやるということが大事だと、期間を決めて集中してやるというのが大事だと思いますので、その辺も含めて検討していただければというふうに思います。

じゃあ次に参ります。

第6次総合計画後期基本計画では、持続可能な経済の構築を推進するため、長期的視点に立った土地利用、高速交通網の整備を生かした土地利用について計画することが不可欠だと考えます。

さらに、今年発生した能登半島地震の教訓から、安全で安心できる土地利用、人口減少、少子高齢化における土地利用については都市的土地利用を推進していくことが必要だと考えます。

これは、人口減少に伴って村の公共サービスを持続するためにコンパクトな村づくりという話が前期計画にも入っていると思うんですけども、そういう視点も含めて村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村長

最初に課長のほうで答弁したとおり、次年度から県から職員を派遣いただいて、学校周辺の土地利用の在り方を中心に検討していくということです。

あわせて、新しい学校づくりに関しましては、教育委員会が今の体制で並行して進むことはとても難しいかと思っておりますので、こちらのほうにも村の職員を配置して、要するに村長部局側から配置をし直していきたい、こんなことも併せて考えておるところであります。

それで、こういうことをやって、次年度から係を配置して総合的に土地政策を進めていくというのが考え方でございまして、これは、議員がおっしゃるとおり長期的視野に立った土地政策を考えていくことにつながっていくかと思っております。

当然、リニアの関係もそうですし、今ありましたとおり、コンパクトシティーではありませんけれども、元気なうちはいいんですけど、どうしても、なかなか、各地域にお年寄りが方々に散らばっているという状況がいいのか、こういったところで住み慣れたというお年寄りの考え方も尊重しなきゃいけませんから、例えば施設にある程度集めていくという意味での——これが都市的な土地利用ということにつながるかどうか分かりませんが——そういうことも併せて令和6年度は計画を進めなければいけないというふうに考えておるところであります。

人口減少ですとか少子高齢化になりますので、やはり、もう公営住宅の在り方も含

めてであります。メゾネットという形がいいかどうか、階段の上り下りも大変になってまいりますので私だったら嫌だなと思いますし、やはりそういうことも含めているんな面から考えていく必要があるかということなのです。

また、公共施設の集約化、また住宅用地や事業用地の確保など、総合的な都市的な土地利用を、まさに6年度——来年度、再来年度あたりにしっかりつくっていく、こういうことが必要だと考えております。

○2 番 (松村 利宏) 今答弁いただいたとおり、非常に重要な時期になると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

次へ行きます。

村は第6次総合計画後期基本計画と総合戦略を一本化する方向で検討を開始しています。村は後期基本計画と総合戦略を一本化することで総合計画基本構想に基づき実効性ある事業を行うことができるというふうに思います。

このためには前期基本計画と総合戦略を分析、評価し、具体的な目標を導き出さなければなりません。前期基本計画と総合戦略を同時に検証することが必要というふうに考えます。

さらに、中川村は急激な人口減少が続いており、誰もが安心・安全に暮らすことができ、防災、減災の推進、いつまでも働き続けられ、快適で暮らしやすい持続可能な経済を構築することが必要です。

総合戦略には「専門性が高い企業誘致」という言葉は書いてあるんですけども、K P Iとか具体的な事業は何も書いてありません。

これも含めて、総合戦略と前期基本計画をどのように分析するかという観点で答弁をいただきたいと思います。

○地域政策課長 それではお答えいたします。

令和7年度からの第6次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略を統合する方向で現在検討をしております。

前期基本計画及び総合戦略の最終年度であります令和6年度につきましては、まず総合計画前期基本計画についての検証では、後期基本計画を策定するために計画の中で示されている現状と課題に対しての施策の内容を総合計画策定委員会・推進委員会の中で検証を行い、後期の基本計画へ反映をさせていきます。

総合戦略については総合戦略推進委員会の中で検証を行っていきます。

村の総合戦略では、6の「企業活動の支援と創業支援」の(3)の部分で「専門性の高い企業誘致」をうたっております。この項目ではK P Iを設定してございませんが、この項目の前段にある「(2) 創業支援」のK P Iでの検証の中に含まれると解しております。

長野県の2023年度～2027年度を期間とする「しあわせ信州創造プラン3.0」でも「○地域経済に大きな波及効果をもたらす企業の立地・誘致を推進し、地域経済の発展及び雇用を確保」としておりまして、長野県との連携を推進しまして本社機能の移転、新增設を行う事業者に対する支援の在り方について検討をしていきたいと考えて

おります。

○2 番 (松村 利宏) よく分かりました。

そこところは極めて重要ですので、今回の前期基本計画の分析、総合戦略のところの分析も含めて、後期基本計画に反映できるようにしっかりとお願いしたいというふうに思います。

次へ行きます。

後期基本計画作成に当たっては、人口減少対応、持続可能な経済を構築するために、若者、特に若い女性が村内で働くことのできる施策を重視すべきと考えます。

若い女性は現場の仕事よりデジタル技術を活用した仕事を選択します。村はデジタル技術を取り入れ、産業を構築、構造改革することが必要です。

デジタル技術により遠隔地で仕事ができるようになっており、例えばチョイソコなかがわの統制は、愛知県で20近くの市町村の住民から電話、メールで受けた内容を統制して車両を運行しています。この統制場所が中川村にあればデジタルを活用した若い女性の働き場所になります。サテライトオフィスを積極的に誘致することが中川村の将来には不可欠だと考えます。

村は公共施設、村有地の有効活用を早急に考えなければなりません。

若い女性の雇用を村内で確保することが少子化・人口減少対応の有効な対策だと考えます。

中川村は、「いつまでも働き続けられ」「快適で暮らしやすい」を第6次総合計画施策の大綱で述べています。快適で暮らしやすいをキーワードにサテライトオフィスを積極的に誘致することを提案します。

それで、政府は都市と地方に生活拠点を持つ二地域居住を促進するため、公共賃貸住宅整備に交付金を支給できるように今国会での成立を目指している。

村が対象となるエリアと整備を目指す施設などを明記した特定居住促進計画を作成すると、施設を整備する際に建築基準法の規制に関わらず共同作業スペースを作ることができるとともに、二地域居住促進に取り組むN P O及び民間企業を支援法人として指定できる。

また、村が空き家や求職などの情報を提供したり、支援法人が特定居住促進計画の見直しを提案したりできる。

さらに、特定居住促進計画の内容を話し合うために村が住民や地域企業などを集めて協議会を設置できると。

政府は村が空き家を活用したお試し住居施設や地域住民との交流施設を整備する場所以行政的支援をすとしてしています。

後期基本計画では、人口減少対応、持続可能な経済を構築するため、住民、地元企業、支援法人などを活用して土地利用計画の作成、移住促進、企業誘致を積極的に行うということが必要だというふうに思います。

企業誘致は、先ほどありました県との連携、さらには研究機関など、やっぱりこういう話が村にとっては必要になってくるかと思いますが、そういうのも含めて村長の

見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 課長に詳しく説明をと思っておりましたが、振られましたのでお答えをいたします。

雇用の確保という点につきましては非常に重要であると思っております。関係機関や団体、部署とも連携し、情報の収集や事業者の継続と雇用確保に協力をしてまいりたいと思います。

特に若年層の未婚女性の流出を抑えるということが重要と言われておまして、7番議員にもこのことは御質問いただいておりますが、県外への進学後の就労先の選択で地方が選ばれることが重要だというふうに思っておりますし、特に進学した専攻分野が行かされる職種が重要視されているという点があるということのようでございます。

若い女性の働き先を確保することは、人口減少対策、持続可能な経済を構築するには重要だというふうに認識はしておりますが、これは村単独での施策には限界もあり、難しいと考えております。

やはり広域的に連携し、圏域での就労先の選択ができるようにして、中川村を居住先として選んでいただけるように、そればかりじゃありませんけれども、こういうことを中心に引き続き居住政策や子育て施策は進めてまいります。

また、サテライトオフィスにつきましては、大規模な用地も必要がありませんので村でも対応可能と考えております。地方型サテライトオフィスとして現在ありますお試しオフィスの活用機会や従業員の方の地方移住に期待できるものというふうに思います。

先ほど述べましたとおり、小中学校統合による旧学校施設の後利用についての検討も必要になります。企業誘致や民間企業等と連携した活用など、雇用につながる活用方法の研究もできればよいのではないかと、こんなふうに思います。

もちろん、福祉施設、これは先ほど4番議員のお尋ねでお答えしたとおりでございますので、このことも併せて総合的に考えてまいりたいということでございます。

特定居住促進計画につきましては、県が広域的な地域活性化基盤整備計画に二地域居住に係る事項も含めてから市町村での作成が可能となったというふうに聞いておりますので、今後、制度の内容を精査して研究してまいります。

後期基本計画では、第6次総合計画の基本構想にのっとりまして土地利用や人口減少・少子高齢化対策等を含めて計画策定を行ってまいります。

○2 番 (松村 利宏) いずれにしましても、重要な5年間の最初をこれから来年度の一年間で相当いろいろなところをつくっていくことになると思いますので、しっかりと協力を私もやっていきたいと思っておりますので、共にやりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

次に、6番 山崎啓造議員。

○6 番 (山崎 啓造) 本定例会に当たっての村長挨拶にもありましたが、能登半島に激震

が走り、大惨事となる年明けとなりました。犠牲になられた皆様方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げる次第であります。

南北に細長く、海に囲まれている海岸沿いや急峻な地形を縫うように進む道路は寸断され、救助・救出作業は大変な困難を余儀なくされました。全国各地から救援の手は差し伸べられましたが、思うに任せない困難を余儀なくされました。

被災から2か月余りが経過し、少しずつふだんの生活を取り戻しつつあると聞きますが、まだまだ道のりは厳しいわけです。一日も早く本来の生活が取り戻せますようお祈りいたします。

我々の住む伊那谷は、伊那市付近から飯田市付近にかけて約60kmにわたっている伊那谷断層帯の上に位置し、木曾山脈西縁断層帯、糸魚川―静岡構造線断層帯に挟まれた地域であります。伊那谷断層帯は、有史以来、大型の地震が記録されていないことから動く可能性は低いとされていますが、真実は誰にも分かりません。

新年度予算におきましては、非常用発電装置の修繕及び保守点検に114万円、木造住宅耐震診断業務に65万円、耐震改修補助金に200万円、ハザードマップの更新、地区防災マップ作成支援事業に132万円など、災害への対応費用が計上されました。まさに備えあれば憂いなしということだと思っております。中川村村民も、能登半島地震を対岸の火事とすることなく、常に備えを持っていくことが大切かなと思うわけでありませぬ。

さて、このことにも触れないわけにはいきませぬ。自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金事件、政党から政治家に支出された何に使ったか明らかにされない議員特権とも言える政策活動費、政治資金パーティーが政治資金規正法違反の容疑で、収支報告書に記載されなかった、そんな疑いがあるとして現職の国家国会議員が逮捕されております。

パーティー券販売のノルマ超過分を所属議員に還流させており、収支報告書に計上せず、いわゆる裏金とする運用を続けてきたという悪しき習慣が当たり前とされてきたのが実態のようであります。

政治資金に関するルールは、我々にはなじみが薄く、問題点を把握しにくいのが実態です。

政治活動とは関係なく議員個人の懐に入っていれば雑所得となり、当然、納税しなければなりません。

我々一般人には考えられない現実を目の当たりにしました。例えば、私ども一事業所で領収書のない使途不明金が発生したとします。どうなるかということ、これは社長勘定で処理され、社長の所得として申告し、納税しなければなりません。1円1銭でも絶対に逃れられないように監視されております。

日本人である以上、社会人になったら支払わなければならない税金。2月16日から確定申告がスタートしています。申告の際には国政に対する辛辣な意見や議員に対する不満を口にする人がたくさんいたと聞きます。中には申告ボイコットだと氣勢を上げる人までいたとか。うなずけます。

税金は我々が社会の一員として生活していくための会費であります。憲法で納税は国民の義務と定めています。

疑惑に関与した国会議員の「秘書に任せていた」「出納責任者に任せてあった」「事務局長が掌握していて自分は知らなかった」という説明には多くの疑念を持っているということが思われますし、大多数の国民は疑念を持っているといえます。仮にそうだとすると、議員本人の責任は重く、辞職を含めて、責任の取り方を考える必要があります。

公開か非公開か二転三転する中、フルオープンで開催された政治倫理審査会、与野党の本会議での駆け引きで中断もありましたが、開催をされました。裏金問題について真新しい内容があったかという、疑問符がつきます。

調べてみましたら、政治倫理審査会とは、政治家の政治的・道義的責任を問う、そして勧告を行う機関であるとありました。

政治倫理審査会でのやり取りを見たとき、それが全く感じられず、自ら信じる政治的理念や価値をどう捉えているのか、政治家としての気概はどこにも感じられなかったのが正直な感想であります。

国民に政治不信を与えたとするならば政治的・道義的責任があると判断せざるを得ないわけですが、公開での政治倫理審査会で見たことは、あの人たちの常識は我々の非常識だということだけであったと感じた次第であります。

過去には自民党をぶっ壊すと言った総理大臣がいましたし、保守政治家らしい政治家、改革のための保守を唱えた野中広務のような気概の片鱗すらも感じられない情けない今の政治家。与野党ともに法整備の必要性を声高に述べています。自分たちに都合のよい法整備でなく、国民に寄り添った、国民が納得できる、国民のための法整備を望みます。

ちょっと長くなりましたが、質問に入ります。

今回は中川村の農業について質問いたします。

中川村地域活性化ビジョンに示された基幹産業である農業、農業を軸として地域内外の取引を拡大し、地域の持続性を確保していく施策の方向性を示すとうたっています。

農業を取り巻く環境は、高齢化、後継者不足、人手不足、昨今の予測できない気象状況や地球環境の変化等、難問山積であり、非常に過酷な状況下にあることは事実であります。従業者の危機と言っても過言ではないかもしれません。

また、農業を基幹産業と位置づけることに違和感を抱いている人が少なからずいることも事実であります。

そこで、村のホームページを開いてみましたところ、村の農業経営隊は393経営体で総農家数が667戸、その内訳は自給的農家数294戸、販売農家数373戸、主業経営体43経営体、準主業経営体46経営体、副業的経営体267経営体とありました。農業産出額が13億6,000万円あり、これを939経営体で算出していることでもあります。村の総世帯が1,614戸のうち393経営体と667戸の農家が農業に関わりを持っている

ということになります。

農業に関しては全くの素人である自分ですが、やはり農業は村の基となる産業なんだと理解をしたところでもあります。

冒頭にも申しましたが、農業を取り巻く環境は難問山積です。村の農業の現状と課題をどのように分析し、どのように捉えておるのか、お尋ねをいたします。

○村 長 まず、今、農林業センサスについての数字のお話をいただきましたので、私のほうからもう一遍改めて手短かに申し上げたいと思います。

農林業センサス結果から見る総農家数では、平成22年は747戸であったものにして、令和2年は618戸、10年間で129戸が減少しています。

また、販売農家、経営体総数では、平成22年は537戸であったのに対し、令和2年では422戸、こちらの115戸が減少していることとなります。

令和2年度の総農家数618戸の内訳は、自給的農家が225戸と、そうではない販売農家が393戸となっております。

販売農家393戸の内訳を申し上げますと、専業農家が90戸、第1種兼業——農業の収入のほうその他の収入より多い第1種兼業が29戸、反対に農業収入のほうが少ない第2種兼業が274戸というふうになっております。

農業産出額が13億6,000万円となっておりますので、これは販売農家393戸のものでありますから、1戸平均で346.1万円というふうになります。

専業農家と第1種兼業農家を合わせて119戸あるわけではありますが、一方、2種兼業は274戸と2倍強の数字であります。平均産出額が346万円と低いのは2種兼業農家が多いからというふうに思われ、やや個人的には安心しておるところです。

しかし、先ほど議員もおっしゃったとおり、やはりこれが、何と申しますか、農業を基幹産業と位置づけることに違和感を覚える——地域内経済循環分析を令和3年度に行いましたけれども、やはり、製造業だけを取ってみると、製造出荷額を従業員数で割り返すと、この数字にはなりません。こういう意味からも、そういうふうに感じられる方が多いのではないのかなと思っております。

専業、第1種兼業でこの産出額、つまり平均で346万1,000円では、何と申しますか、当然、産業として成り立つのは難しいと、私もそういうふうに感じておりますけれども、専業、1種兼業の中での数字だというふうに御理解をいただければと思います。

それで——これはちょっと前置きでありますので、手短かに申し上げます。

まず、農業が深刻な課題を持っている、農業従事者が減少し高齢化していく、高齢化すると生産力が低下する、ひいては集落の活力の低下も懸念されると、悪循環の一方って言い方をすると元も子もありませんけれども、希望も何もないんですけど、それに加えて、野生鳥獣による被害が深刻化しており、それを原因として、こんなふうだったらもう耕作放棄しましょと、イノシシが暴れ回ったところで改めて米を作ろうと思うなんていう人は恐らくいないでしょうし、そういうことでもあります。

それで、いろいろ考えてみて、原因の第1、例えば米作りと水田を利用するの麦、



大豆、ソバなどの作物、いわゆる耕地的な農業であります。これは産業として成り立たないというふうに、私はこういうところに来ているというふうに思っています。これは、1つの原因として、多くの農地所有者が農業に真面目に向き合わなくなっているということが私は一番大きいんじゃないかっていうふうに思います。

じゃあ果樹産業ではどうかということでもありますけれども、もちろん高齢化で放棄地や生産性の低い園地が増えてきております。例えば果樹団地造成 46 年が経過する西原果樹団地でも、これからは後継者が見つからずに荒廃化が進んでいく恐れが十分にあります。

それで、数値のみで現在の状況を判断するという事は非常に難しいことでもありますけれども、私が考えるに、現在の農業課題に対応していくには大きく言うと3点あるかと思っております。

1つは、集落営農組織と地区営農組合の体質改善がまず第1です。組織を法人化すればいいという小手先の改革では、これは全く同じことで意味がありません。それで、先ほども申しましたとおり、組合員農家が自分のこととして向き合うこと、このことから始めなければ何ら変わらない、これが一番言いたいことでもあります。

2つ目、担い手農業者の育成ですとか、そのための効果的な農業支援制度の整備も必要でありますけれども、村は、この間、担い手育成支援事業、それから小規模農地をまとめて大規模化や少し中規模化するについての補助制度、また将来継続的な農業で担い手には当たらなくてもこういう支援があれば継続できるという農家に対する支援制度もつくってまいりましたので、こういう部分の制度の活用を改めて訴えたいと思っております。

ただし、農業経営基盤強化促進法の下で担い手農家の農地集積をして機械化を促し、装備に補助を行ってきましたけれども、今は水田農業主体でさらなる規模拡大はできない状況にあると、これが中川村の実態です。

3点目、農作物の付加価値向上に資する取組、地域共同の生産体制の整備や農業用水利施設の維持管理の仕組みづくり、また地域の協力体制の強化で農業施設の永続的な維持ができると思われまますので、この面からの地域を挙げての取組が鍵になるということでもあります。

まとめて申しますと、村の農業を維持、発展させるためには地域全体の協力が欠かせないというふうに思います。様々な立場の人が協力し合い、持続可能な農業の実現に向けて努力していくことだと言うしかありません。

○6 番 (山崎 啓造) ただいまの3点、確かにね、自分のものとして考えていないんじゃないかっていうことと、担い手の支援はこれからも続けていくんだと、それから付加価値をつけていけ、こんなことで乗り切っていきたい、進めていきたいということでした。確かにそのとおりだと思いますし、素人の私でも、ああ、なるほどというふうに思った次第であります。

次に行きます。

活性化ビジョンでは外貨獲得の力もある農業は地域経済を支える重要な産業と位置

づけております。農業者の減少や高齢化に伴って熟練農業者の高度な生産技術やノウハウが失われる危険性も危惧されております。

そうすると、高度な生産技術や付加価値の高い農産物の安定供給に支障が出る、これが懸念されるわけであります。このことは、後の質問のスマート農業、農業DXに関連がありますので、そちらで質問したいと思います。

外貨の獲得や地域内取引の拡大を図ることが有効だとしていることは、自分も全くそのとおりでらうと思っております。

ただ、中川村の地形条件、耕作条件などを見ると、非常に過酷な条件での農業を強いられている地域もあります。

しかし、どのような条件下であろうとも、農業、農村というのは国土保全という多面的な機能を有しており、その利益は国民全体が享受していることも忘れてはなりません。環境保全に大きな役割を果たしていることも事実であります。

中川村の農家の現状を見たとき、耕作条件や経営形態が異なり、稼げる農家とそうではない農家があります。それらの農家をどのように融合、連携させて外貨の獲得の力にし、地域経済を元気にするのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○村 長 非常に難しい御質問なんですけど、考えていることについて何点か述べさせていただきます。

やはり地域の農業者が連携して生産量を増やすこと、統一された村の農業を軸に地域経済の持続性を確保していく、そのためには地域内外の取引を拡大していくこと、これが重要なことになろうかと思っております。

そのためには、まず品質の均一化かつ平均を超える品質の安定した農産物を作ること、それにより生産物の価値を高めることで商品としての価値が上がり、消費者の需要を引き付けることにつながっていくのではないかとこのように思っております。

2点目に、農産物販売で生きている農家であっても得意分野があります。オールラウンダーではありません。自給的農家もしかりであります。

特に、有機栽培ですとか合成化学農薬や化学肥料はできるだけ使わない、あるいは使わないなどのこだわりを持っている農家もあります。多様性のある農家自らが地域内での情報の共有や協力体制を構築し、農業のノウハウや技術の共有を図っていくことで、これから新たな価値が生まれてくるもの、そういうふうに思います。それが、ひいては持続可能な農業経営につながっていく、外貨の獲得はその結果としてついてくるのではないかとこのことを考えるのが2点目であります。

それで、1つポイントとして重要なことを次に申し上げます。

農業を核とした地域経済循環、外貨獲得のもう一つの考え方は、やはり地産地消——地消地産というふうにいる方もいますが、このことと6次産業化——これは付加価値をつけた新しい創造であります。この振興にあるというふうに思っております。

大規模・小規模農家を含めて村の農産物を活用し、また村内外の事業者と連携していかにこれを進めていくかが振興の鍵になるというふうに思っております。

最後に4点目ではありますが、地元の特産品や伝統野菜のこだわりをストーリーとし

て付加してブランド化し販売することで地域外にも需要を広げるという手法があります。

これからでありますけれども、例えばパイプハウスを使った加温栽培のかんきつ農家が中川村にあります。それで、収穫量が安定し、かつこれが増量するという事になれば村の特産品として注目を集めることにもつながっていくだろうと、こういうことを思っておりますので、今申し上げたのは、特産品としてあるべきものをこれから作っていく、こういうことも一つの方向かなというふうに思っております。

○6 番 (山崎 啓造) 地産地消は確かにそのとおりでと思いますし、消費者が有機栽培だとかそういうのに興味を持っているということも非常に重要な部分だと思います。

品質の安定化をして、得意分野にこだわった農家が多様性を見いだして可能性を作っていくんだということと、それから先ほど言った地産地消、それから特産品のブランド化なんていうことも視野に入れていくんだということですので、期待をしながら……。

昔、自分も6次産業化なんていうことでやらしてもらったことがあったんですが、あれは何十年も前なんで、生産から販売まで全部やれということで、ちょっとやってきたことがあったんですが、あの頃は、何か国もあんまり乗り気じゃなくて、言うけど、こっちがお願いに行くと何かやめておけよみたいな、そんな感じの時代だったなあなんていうことを思い出すわけですが、今は大分変わってきていますんで、多分すばらしい制度もあるだろうし、後押しもしてもらえるのかなと、そんなことを思いますので、この方向で進んでいけばいいのかなというふうに今の村長の答弁をお聞きして思いました。

次です。

中川村の可能性としては、農業以外の産業も生かして効果的な外貨獲得や交流のきっかけづくりをすることが重要としてあります。

自分も農家民宿の許可を取得して大阪や千葉、中国の子どもたち、東京農業大学の学生などを受け入れたことがあります。農業体験をしてもらいながら、田舎のよさや魅力、中川村のPRなど、積極的に参加をさせていただいたこともあります。

ただ、自分は非農家であるがために農業体験のメニューづくりに苦労したことを覚えております。専業農家であれば、通年で作業があるわけですから、メニューづくりには事欠かないわけであります。

一方、農業体験はよいが、宿泊の受入れは負担が大きいという農家の声を聞いたこともありました。

宿泊を担う者と農業体験を担う者とが連携して受け入れる方法もありなのかなと、そんなことを考えたなんて思いだしました。例えば望岳荘で宿泊を担い、農業実習や体験は農家が担う、こんな発想の転換もありではないでしょうか。

農業以外の産業も生かしてということですので、様々な業種との連携を考えるということになると思います。村のプロモーションにつなげていくということですので、商品販売促進のための宣伝、セールスの強化というふうに理解すればよいでしょう

か。

そこで、事業者間の連携ということですが、一村民の自分としてはどのような姿、形象をイメージすればよいのかをお尋ねをするものであります。

○村 長 個別具体的な施策、これは農家民宿の捕捉を参照というところで、この事業アイデアにつきましては、地域政策課で策定をいたしました中川村地域活性化ビジョン——少し厚いものでありますけれども、この中で提案し、説明がなされているものですから、ここではその内容を簡単に御説明するということにとどめたいと思います。

まず、先ほどお話がありました農家民宿につきましては、主として都市の住民に対して農林漁業に関する作業体験、農林水産物の加工または調理体験、農山漁村の生活及び文化に触れる体験ですとかその知識を与えるサービス、これは農山漁村滞在型余暇活動というふうに言われますけれども、これを提供できる宿泊施設を農林漁業体験民宿業とするというふうに定義をされております。

中川村の農家民宿の多くが簡易宿所——農林漁業体験民宿業の許可を取って営業されているところでございます。

それで、実績を申し上げますと、今年度の農家民宿の受入れ実績は、受入れ農家数が延べ97軒、受入れ団体数が31団体、受入れ人数が370人です。

ちなみに、コロナ禍を経まして農業体験と望岳荘での合宿を組み合わせた体験メニューの提供が始まっております、このものの受入れ状況は、東京農業大学吉野ゼミ、受入れ人数13人で、これの実習といえますか経験、学生の皆さんの研究テーマでの受入れ農家が4農家でありました。専修大学の渡辺ゼミであります。受入れ人数が30人、受入れ農家数は3農家でありました。

こういう現実の中で、今後は中川観光開発株式会社での新たな組合せメニューの開発を期待して進めてまいりたいと思いますし、先ほどお話がありましたとおり、これは農家の皆さんとの連携がどうしても必要になりますので、議員がおっしゃったとおり、体験メニューをどういうふうにつくっていくか、どういうものを求めているかも含めて、今後はこれをもう少し加速化する必要があると、コロナ禍が明けたということもありますので、考えておるところです。

それで、最後に議員の質問にある姿、象形のイメージでありますけれども、外貨獲得のためには、地域外への販路拡大、そのためのインターネットを活用した販売や地域の魅力を発信するマーケティング活動、併せて地域の農産物や観光資源を魅力的にPRして地域ブランドを確立していくこと、これで地域外からの需要を取り込むということかと思えます。

村内にはこういった情報発信の分野を得意とする業態で活躍している事業者の方がおります。

また、地域内での取引を促進するためには地元の小売店や飲食店の協力が今後は欠かせないというふうに思います。地域の食材を積極的に取り入れたメニューを提供し、地元商品の販売を促進していくことで地域住民の消費意識を高めることもできることにつながっていくのかなというふうに思っております。

改めて申し上げますと、製造業との連携、これも大事なことだというふうに思います。特に農産物加工であります。

大きなのは米澤酒造、これは御存じのとおり村内で特別にエリアを分けて栽培した酒米からお酒を造っておるところでありますし、またつくっちゃオは、何ていいますか、少量多品目といいますか、こういうところで農家の需要に応じておるわけでありましてけれども、つくっちゃオではジュースやジャム、新たな商品ではお米から作る棚田アイスが村で製造され、販路を拡大しようとしております。これらは外貨獲得の手段として非常に大きく、今後さらに販路を広げる期待を持っておるところであります。

このように、農産物を地域のみで販売するというにとどまらず、いろいろな業種、地域や手段で広く連携をしていくことがこれからのあるべき姿ではないかなど、象形はこんなこともイメージをしていただければというふうに思っております。

○6 番 (山崎 啓造) ただいまの村長の説明を聞きまして、おぼろげながら何かイメージできたのかなという気がいたします。多分それで村の中が元気になって外貨の獲得につながって、すばらしくなったなって思えるようになるのを期待しながら、次の質問に入ります。

農業の高齢化、後継者不足、人手不足、担い手不足解消のためには、スマート農業、農業DX等に目を向ける必要があるし、これからの農業では農地の集約によって機械化やスマート農業が推進され、生産コストを抑えながら持続可能な農業経営を目指すようにしなければならないということをよく聞きます。

素人で何も分からない自分ですけれども、確かにそういうものなのかなとどこかで納得している不思議な人間であります。

農水省の農業労働力に関する統計によりますと、2015年からの6年間で40万人、つまり30%、農業従事者が減っているそうです。

就農者が減少する原因としては、有給休暇や労働時間、寒冷期や高温期には過酷な条件での農作業となることなどがあるようです。

このデータは国レベルの話ですので、中川村に即当てはまるということではないかもしれませんが。

とは申しまして、農水省では人手不足解消のために農地中間管理機構の設置を進めて農地の集約・大規模化を進めていると聞きます。このことは、地域地域によって耕作条件や環境が違うわけですから、とても難しく、簡単なことではないでしょうし、JAとの緊密な連携も当然必要になると思います。

素人考えですが、持続可能な農業経営を目指すのであればスマート農業ということになりはしませんでしょうか。「農業」の「の」の字も分かっていないど素人が何を言っているんだといわれるかもしれませんが、それを覚悟の上で、素人だからこそ怖いもの知らずで聞きます。

担い手不足が今後の農業の発展や事業継承に大きな影響を与えることは必定です。

さきにも申しましたが、稼げる農家とそうではない農家の二極化が進み、もうからないことを理由に離農する人がいる一方、生産効率の向上を実現して所得を増加させ

ている農家もあるということですので、中川村の農業もロボットやAI技術、IoTなどの先端技術を活用することにより、人手による農作業や熟練者でなければできない作業など、作業の自動化や情報共有での簡素化、簡易化が図られることで農家の負担軽減が期待できるのではないのでしょうか。

農業のみならず、あらゆる産業で人手不足は始まっています。製造業をはじめ多くの産業では、DXを推進することで生産性の向上や業務の効率化、人手不足の対応策などに効果を発揮していると聞きます。

農業もしかりで、これからは大いに取り入れるべきではないかと思うわけでありませぬ。

先般、NHKで日本農業賞を取ったリンゴ農家のことを放映していました。TI化することで熟度、収穫期、収穫量、出荷時期、出荷先など全てが管理でき、収穫量を30%アップさせ、労力を3分の1にカットできたという内容のものでした。まさに、これからの農業はこうあるべきではないのかなと思った次第であります。

先日の県議会の代表質問で新政策議員団の小山仁志議員が農業への担い手不足への対応は急務であり、生産現場のニーズに基づくスマート技術開発への取組が必要だということをおっしゃいました。これに対し、小林農政部長は、県内企業と連携し、AIで把握できるシステム開発を進めているほか、果樹など他分野での連携の可能性を検討している、効率的で迅速な課題解決に向けて民間と研究開発を加速させると答弁していました。県も迅速な対応で積極的に進めるとしています。

村としても基幹産業である農業の将来のためにもスマート農業なるものを積極的に取り入れる環境づくりを考える必要があるのではないかと思うわけですが、どんなものでしょうか。

○村 長 さきの質問でも取り上げられましたように、村では、高齢化や後継者不足、そして人手不足という課題に直面しております。このままにしておけば農業は衰退の一途をたどると、私もそういうふうに思います。

それで、そのための一つの手段としてスマート農業や農業に対してデジタル技術—DXの導入をすること、これが急務になっているということも否定はしないところでございます。

今朝の新聞、例えば信濃毎日新聞と長野日報ですけど、上伊那ドローン連合が設立をされたというふうにありました。詳しいことは申しませんが、これはドローンを使って省力化を図るということでありまして、農薬散布については1日に100haを目安にして散布体制を整えていきたいということのようであります。それで、これは農薬代を除き10a当たり1,650円から請け負いますよという記事が出ておりました。

一つには、ある程度の面積が重なればこのことで省力化が図られるということをおっしゃいます。

私はもう水田農業をやめてしまったんであれですけれども、昔はいもち病の防除をするのに田んぼの土手から土手に、あるいは、あまり広いところでは中に入らざるを得ませんが、土手から土手に、何ていいますか、御存じだと思いますが、散布機のナ

イアガラっていうやつ、あれを使って防除をやって、あれは夏で結構暑いし重いし、失礼ながら毒っぽいということですが、もしこれができるならばドローンで代用できるっていうことで、ある程度の面積がまとまれば生産コストが下がっていくんだろうというふうに思います。

それから、先ほどリンゴ農家のお話がありましたけれども、果樹についても、私もまあこんなことはできんだろうとっておりましたけれども、上から、何ていいますか、人工衛星っていうんですか、ああいうものを使って、病気の状態、それから、もしかしたら適塾になった、つまり糖度の状態を赤外線センサーで大体調べる、こういうことも可能になってきているというようなことも聞いております。

大規模な農家だと思いますが、実はこれをもう既に利用している農家はかなりの面で効果を上げているというふうに思っております。

また、先ほど県議会の中での小林農政部長さんの答弁の話があったとおり、果樹農業が多いわけでありましてけれども、中川村についても応用できる部分があるんじゃないかというふうに考えておりますので、注視をしてみたいというふうに思っております。

まとめて言いますと、やっぱり農業者自身が、スマートファーム・マネジメントシステムっていうんですか、非常に難しい話なんですけど、こういうことを導入することで作業計画ですとか作業記録の効率化が図られるというふうになっておりますし、ドローンですとかセンサー技術を活用して農作業の自動化やモニタリングを行うことで人手不足を解消し、生産性を向上していくということが中川村でも現実的な話になってきているというふうに思っております。

また、売り方でありまして、オンラインマーケットプレイスっていうって、要するに、自分のところの農産物はこんないいものがありますよということで、ネット上にこれを陳列する場所があるんですけれども、こういうことを活用して地域産品の販売を促進していくこと、新たな収益源を創出するっていうことも可能になっておりますので、いろんなものの中で何が一番いいかっていうことを組み合わせながら考える必要があるということです。

ただ、村としては、先ほどありましたように、いわゆるドローンを使う方がせつかく中川村におりますので、5人の中の中心的存在だというふうに聞いておりますので、ぜひ支援をしながら、逆にこちらのほうから発信といいますか、中川村のほうからこんなことを始めたよっていうふうなことができればいいのかなというふうに思っております。

こういうこととお答えとさせていただきます。

○6 番 (山崎 啓造) ドローンの記事は私も見まして、ちょっとこれを付け加えようかなと思ったんですが、ちょっと忙しくてできませんでしたが、村長から紹介していただきましたんで、前向きな検討を進めているという回答をいただきましたんで心強く思うわけでありまして。素人の私ですが応援できることはしたいなと思います。

その次です。

活性化ビジョンではゼロカーボンについて触れられていません。

これからの農業は気候変動や環境対策に傾注せざるを得なくなることは火を見るよりも明らかです。

村では、昨年3月、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとしたカーボンニュートラル宣言を發出しております。

近年、世界各地で発生している記録的な高温や豪雨、大規模な干ばつなどの異常気象が地球温暖化の傾向と一致しているのも明らかです。

長野県では2019年に都道府県初となる気候非常事態宣言なるものを發出しました。地球温暖化対策に取り組む知事の意気込みが読み取れます。

昨年11月上旬までの猛暑から一転、11月中旬になると今季一番の寒さとなり、1月には十年に一度とも言われる強い寒波が日本列島を襲っています。

日本だけでなく、地球規模の気候変動により、世界各地では熱波の一方で寒波が、豪雨の一方で干ばつが観測されるといった極端な気象は恒常化するものだと危惧をされる場所があります。

日本での農作物への影響は、米や野菜、果樹など、多岐にわたって影響があったと聞きました。果樹での果肉障害や着色不良、品質低下はもとより、トマトや大根、ニンジン、ネギなど、野菜の不作により高値が続いています。農作物への被害での価格高騰は、生産者や卸売業者だけでなく、消費者の家計にも大きな影響を及ぼしています。そして、この異常気象は、人間だけでなく、農作物そのものが大きなストレスを感じているのではないかと思います。

適応計画として農作物の高温耐性品種の研究開発なども行われていると聞きます。生産者も消費者も一日も早い完成を望むわけですが、簡単なわけにはいかないでしょう。

そこで、我々は何をすべきかということになります。

さきにも申しましたが、中川村は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す宣言しています。このことは国、県、他の自治体と足並みがそろっています。2050年という26年先の話ですから、そんなに慌てることはないのかもしれませんが。

しかしながら、近年の異常気象を見たとき、そして農業の将来を考えたとき、今からすぐに始めなくてはならないことがあるはずであります。

昨年3月の一般質問で中川村地球温暖化対策実行計画はどのような手順で進めるかという質問をしました。温暖化対策の推進は、経済活性化、雇用の創出、地域の課題解決につながるように、地域資源、技術革新、創意工夫を生かして環境、経済、社会の総合的な向上に資するように政策の推進を図る、つまり温暖化対策と同時に中川村という区域の特徴や目指す将来像を描きつつ方向性を示したいと村長から回答をいただいております。

したがって、基幹産業である農業は、持続可能な食料確保、安定的な収穫や品質など外貨獲得の力があり、地域経済を支えるという観点からも大きなウエートを占めることになります。

村長からは、農業分野における温暖化対策に関してはいろいろなやり方がありますが、すぐに目に見える削減ということになるとなかなか難しいと思う、中川村全体として農業者も含め村内の事業者の皆さんとともに官民がいかに協力して実効性のあるものにしていくかということだと思う、そんな答弁もいただいています。

様々な施策を実行するには先立つものが必要であることと、きっちりとした方策が必要になりますので、すぐということにはならないのかもしれませんが。

村長は先般の予算提案と村政運営の基本方針説明の中で、本年度末までに策定する中川村地球温暖化対策行動計画に基づきカーボンニュートラルを見据えたアクションプランを確立し、村の再生可能エネルギー計画をつくり、長野県の住宅エネルギー自立化補助制度への上乗せを補助、エネルギーの村内生産、村内消費を具体化するため地域内の未利用資源の活用及び再生可能エネルギー生産事業体設立に向けて研究を進めるという力強い方針説明がありました。

大いに期待をします。ぐいぐい進めていただきながら、村民全体が他人事ではなく自分自身の問題として捉えて今からできることへの準備や心構えを醸成することが重要であるとともに、肝に銘じてもらうことが肝腎要であります。そのための発言を今からすぐにも始めることが必要だと思います。提案をいたします。いかがでしょう。

○村長

いや、弱ったなという言い方はありませんけれども、御質問のことですが、地域主体の再生可能エネルギー事業の担い手として見本とされているのはドイツのシュタットベルケだというふうに5番議員はおっしゃっておりますけれども、これについては、改めて言うまでもありませんけれども、何か市民出資による市民エネルギー協同組合として、ガスや熱供給、水道、公共交通など、再生可能エネルギー事業だけではなく、様々な公益サービスを地域市民に提供する自治体出資の地域公共サービス会社、これが特徴だというふうに言われております。

それで、日本国内における例としましては千葉県匝瑳市の市民エネルギーちば株式会社というのがあるそうであります。

私が全部を調べていないんで申し訳ないんですけども、荒廃農地を活用した営農型太陽光発電事業を地域市民の主体的な参加により実施する、太陽光パネルの下では有機農業で大豆や大麦が栽培され——ちょっとここで注釈をしますけれども、作物って、必要な光の量——エネルギーってというのが決まっておるようでありまして、要するにこれだけの作物に対して必要な量の光が入るようにすれば十分その2つが可能だということのようであります。私も特にブドウなんかは無理だろうと思っておりましたが、実際に南箕輪ではかなり高いところに太陽光パネルを設置してその下でブドウを作っているという例もありますので、ちょっとそういう意味で紹介をさせていただきます。

それで、耕作を行う地元の農業生産法人の収入の安定にも寄与していると、栽培された作物は加工品として生産販売され、さらには農家民泊も行われるなど、市民エネルギー会社は6次産業化をはじめとした各方面の取組を進めている。将来的には地域内の電気自動車や農業機械の電気自動車化なども進めて、電力だけでなく、地域交通、

農業云々、住居の脱炭素化も図るなど、地域を丸ごとマイクロブリッド化しようと計画をしていると、こういうのが一つです。

それから、長崎県の五島市でございますが、洋上風力発電を核とした再生エネルギー推進協議会を立ち上げ、産学官民の連携により漁業者や景観へ配慮した発電設備の設置を行うことで再生可能エネルギー100%、CO<sub>2</sub>実質排出量ゼロを目指していると、これは漁業者と地域住民の協働ということかと思えます。

それで、中川村の特色を生かした地域エネルギー会社としてちょっと考えられることでもありますけれども、これまで行ってきた木の駅事業を活用した木質系や地域内で発生した廃棄物を資源として再利用する廃棄物系などのバイオマス発電や熱利用、これが1つ、荒廃農地を活用した営農型太陽光発電事業、これについては、景観等、農業員会、農業者の合意が必要でありますけれども、これが考えられると、高低差を生かした小水力発電などが考えられるところでございます。

1つの再生可能エネルギーに偏るのではなく、複数の発電メニューを持ちながら、あるいは発熱のメニューを持ちながら個々の家庭ですとか事業者、農業者のニーズに合った方法を選択し、それを取りまとめる組織を立ち上げていくのが現実的ではないかなというふうに思っております。そういう意味では地域の皆さんに主体的に地論に参加していただく必要がありますので、そのための取組を進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、先ほどゼロカーボンについては触れられていないということをおっしゃいましたけれども、このことは5番議員からも指摘をされておることですので、ちょっと申し上げたいと思います。

じゃあ農家は何をしたらいいのかっていうことでございます。

1つは、今現在、農業用機械類は内燃機関を使っております。一部、草刈り機はバッテリーで動くようなものもありますけれども、これも複数用意しないとなかなか作業的には耐えられない。1つの草刈り機でしたら1時間半～2時間は持つわけでございますけど、そういうことで、電動化への切替えはなかなか簡単なことではないだろうと思います。乗用車がEVにされるのとはちょっと訳が違うんじゃないかというのを思います。

それから、もう一つ、水田から発生するメタンガスは二酸化炭素の約20倍の温室効果があるというふうに言われておまして、このメタンガスを削減する取組——水田がやります中干し、それから秋に早く耕起してしまう、そして乾いているうちに分解させてしまうという方法です。これを徹底することによってかなりの、これはメタンガスですけども、これを削減できますので、CO<sub>2</sub>とは直接関係ありませんけれども、こういう意味からも削減が可能だということです。

それから、もう一つ、大きなところではもみ殻の炭素化であります。これはくん炭化といいまして、御存じだと思いますが、よく昔はもみ殻に火をつけるときにはこういう煙突を差し込んでおいてこれに火をつけて炭素化しました。

これは多孔質でありますし、炭素のほかにも幾つか、カルシウム、カリウム、マンガ

ン等、もちろんケイ素もそうでありますけれども、これを含んでおりますので、これは多孔質でありますから農地に還元することによって炭素としての固定ができる。それと、そこに含まれているいわゆる微量元素を有機物がうまく分解して作物に必要な状態で吸収可能な土を作っていくと、こういうことでありまして、意外と炭化の推進っていうことも大きい。

これは私も賛成でありますし、村の農家でも大規模になっている方がいます。

それで、カントリーエレベーターからは大量にもみ殻が出ておりますので、こういうことの利用も考えられるということが農業の分野ではあろうかと思えます。

それと、もう一つ、私も果樹農業をやっていますけど、選定した枝はその場で燃やして灰にしてしまうと、あとは燃料として私もまだ使っておりますので、そういう農家も結構あるんですけど、これを炭素化して土に還元すること、これを山梨県では大規模にやっております。

大体 1000 分の 6 ですから 0.6%ですけど、全体がやれば 6 パーミル程度の炭素を地中に固定できると、こんなような取組もあるということが考えられますから、こういったことも進めていく必要があると農業者の皆さんに改めてお知らせしながら、共に考えて実行していただくと。

それと、もう一つ、宣伝になりますけれども、村内では今竹林を切る作業をやっております。これは、地域の皆さんが始めたのはいいんだけど、なかなか大変で業者さんをお願いするということでもありますけれども、業者も大変なんですね。それはともかくとして……。

竹林を伐採したときに、チップに、要するに破碎して肥料として使う方法も結構ですけど、これを燃やしてしまう炭化器を入れておりますので、やはりこういうことをすることによって炭素を地中に固定していく、そういうことができるということを紹介させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、まずは村民の意識の中に 2050 年カーボンニュートラルの村は自分自身の生活スタイルを変えかつ自分自身のエネルギー消費の削減ができることと再生可能エネルギー利用にかかっているんだという認識が芽生えることが一番必要だというふうに思っておりますので、そういった考えをどうやったら醸成できるのか、頑張っって先陣を切れという応援をいただきましたけれども、やはりこれは焦らずに計画的に進める必要があると思っております。

ただ、しかし、令和 6 年はその一番重要な時期だと思っておりますので、そのために進めていくということをあえて申し上げたいと思えます。

- 6 番 (山崎 啓造) 終わります。  
○ 議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は午後 3 時 15 分とします。  
[午後 3 時 0 0 分 休憩]  
[午後 3 時 1 5 分 再開]  
○ 議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9 番 大原孝芳議員。

○ 9 番 (大原 孝芳) 私は 1 問を用意いたしました。

まず前段でちょっとお話ししたいんですが、今年もまた 3 月 11 日が近づいてまいりました。

私は毎年この時期になると東日本の震災の話を見せていただいています。

去年の 10 月頃だったと思います。震災当時、飯舘村の議長さんをやられていた佐藤さんっていう方が御夫婦で中川村へ来られました。亡くなられた湯澤賢一さんの墓参りということでお見えになって、非常に、当時のことも話し、また今の状況なんかも話しました。

今、また 3 月 11 日が近づきますと、テレビでは、当時のことや、それから現在のこともいろいろ報道されます。

私が伺ったとき、佐藤さんに飯舘村に限っての現状のお話を聞いたところでは、今、佐藤さんっていう方は飯舘村の森林組合の組合長さんをやられているそうです。

何が起きているかといいますと——飯舘村は放射能汚染があったわけなんですけど、森林の部分については除染ができていないんです。私も除染現場は見ているんですが、家の周りとか、それから田畑——耕作地は土をめくって除染をされて、そういう作業がされました。しかし、山地については住宅から 10m ぐらい入ったところの里山部分しか除染されなくて、あとはほとんど除染されていません。したがって、山林はまだ放射性物質が、つまり、センサーを持っていきますとそこで反応してしまうんですね。

そういう中で、今回は何が起きているかといいますと、国の主導なんですけど、その木を使ってバイオマス発電をするということで、今はもう工事をやっています、今年 4 月から稼働するという話でした。したがって、ぜひ、また来て見てほしいと、それから、今年で震災から 13 年目なんですけど、また私たちの村がどういうふうに変ったかをぜひ見ていただきたいと、そんなお話もいただきました。

村民の方であそこが被曝したときに一緒に行った方々もいらっしゃいますので、今年になるかどうか分かりませんが、ぜひお誘いして現状を見せていただいて、それから、また村民の皆さんにも現状がどうなっているかをお話ししたいし、また飯舘村の皆さんにも来村いただいて、13 年たってどういうふう地震の影響があるか、特に放射能汚染がどうなったかということをお話ししていただくと、そんな機会を持っていきたいなと、そんなことを感じましたので、3・11 を迎えまして、まずここでそんな話をさせていただきます。

また、今日は地震関連ということで、2 番議員もお話しされましたのでちょっと重複するかもしれませんが、ぜひ、また一緒になって、この村も人ごとではない、地震が起きたときにどういうことが起きるかっていうことは、もう皆さんたちも目の当たりにしていますので、災害で亡くなるなんていうことがないように、ぜひ私たちがそういう環境づくりを一緒になって考えていきたい、そんな思いで質問させていただきます。



では、提出させていただいた順序によって話をさせていただきます。

まず、今回の能登半島の地震に対してはいろんな学者の皆さんがコメントをされており、

私の目に留まったのは、京都大学防災研究所の教授の矢守さんという方の記事が新聞に載っておりました。少し読ませていただきます。

「この災害は、平成に国内で発生した地震災害で表面化した課題が全て含まれている」というのが今回の能登半島の地震という考え方です。

例えば1995年の阪神・淡路大震災では犠牲者の約8割が倒壊で死亡されたと。

それで、土砂災害や液状化については2004年の新潟県中越地震だそうです。それから2007年の新潟県中越沖地震。

津波による被害は、2011年の東日本大震災では犠牲者の約9割が津波で死亡された。

そして、大規模停電は北海道地震で、あれは火力発電所が稼働せずに停電になったと。

それから、熊本地震では犠牲者の8割超が関連死であったと。

それから、阪神・淡路大震災で被害をもたらした大きな火災が加わっていると。

今までは想定外というような言葉を使って考えておりましたが、平成に入ってから地震を見れば能登半島で起きた地震はもう想定外ではないと、つまり起こるっていうことがもう予測できたと。

したがって、今回、能登半島で起きた、つまり建物が倒壊する、そういったことは当然想定できていたんじゃないかっていうことで、今回の地震は想定外では済まされない。ですから、今後、私たちがいつ来るか分からない地震を迎えるについては覚悟しなきゃいけないと、したがって正しく恐れなきゃいけない、そんなようなことを指摘されており、

そして、本題に入りますが、まず、私は、中川村の耐震、建物がどんなような状況であるかということのお話を聞きながら、中川村の今の状況をちょっと探ってまいりたいと思います。

今まで私も、決算、あるいは予算の中には、耐震診断とか、そういう項目が必ずありますので、必ずそれは目に留まります。しかしながら数件の耐震診断をやられてもこれが耐震改修にはつながっていないってことはずっと常々考えておりました。

しかしながら、今回のようなことを考えれば、非常に、何ていうんですか、建物倒壊によって亡くなれる方が非常に多いという事実を考えれば、これは、しっかりそこは押さえておかなきゃいけないと、中川村の村民が災害死で一番多いとされれば、これは建物倒壊じゃないかと考えられます。

そこでお聞きしたいと思います。住宅の耐震診断・改修の実績を過去3年間、まずお聞きしたいと思います。

それでは、まず耐震診断についてであります。

中川村木造住宅耐震診断事業ということで進めております。

対象となります木造住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された住

宅となり、対象となる物件に対しては村より派遣した耐震診断士が外観調査及び聞き取り調査により安全の評価を行ってまいります。

実績としましては令和3年度が3件、令和4年度が3件、令和5年度が5件という実績です。

続いて耐震改修の補助事業についてです。

中川村木造住宅耐震補強事業補助金という名称です。

耐震診断によりまして総合評価が1.0未満となった住宅が対象となります。

補助金の額につきましては、事業費の2分の1以内かつ100万円以内です。

実績ですが、令和3年度はゼロ、令和4年度は2件、令和5年度は1件、以上の実績です。

○9 番 (大原 孝芳) すみません。続けて、担当課のほうに伺いましたら何か令和5年度に改修補助事業の要望調査をしたということでもありますので、すみません、その結果も続けてお願いしたいと思います。

○建設環境課長 令和5年度中に行いました要望調査の結果についてであります。

これは昨年度末から募集を開始した令和6年度に調査を行うものの要望調査の件数です。現在の件数で22件の申込みがありました。

当初の締切りにつきましては1月末日でありましたが、能登半島地震を受けまして希望者が急激に増加したという状況です。

現時点では引き続き受付を行っておりますが、本件につきましては国及び県の補助採択の状況を勘案しながら適切に対応していきたいという状況であります。

○9 番 (大原 孝芳) 今までの過去3年間ということでは、3件とか、多くても5件ぐらいだったんですね。それから改修実績はゼロ、あっても1件とか2件です。

それから、令和6年度に向けて5年度に要望調査したら22件の申込みがあった。つまり、これは、今の課長の分析ですと、あれですかね、能登半島の地震が関係しているんじゃないかということで、一気に関心が高まったということだと思います。

それで、能登半島地震で亡くなられた方が241人、プラス、あとは不明者がいらっしやるそうなんです、報道ですと死者の241人の中で圧死の方が約40%というように書かれていました。

つまり、あそこは津波もありましたし、それから関連死の方もいらっしやるし、いろんな原因があるんでしょうけど、圧死が約40%であるということであるとすれば――皆さんもテレビなんかで見られた方は多いと思うんですが、介護関係の方が車で利用者を載せて行って、それから地震が来たもんで車を降りて逃げちゃったんですよ、避難したんですね。そのときにドライブレコーダーが残ってしまっていて、それが稼働していたそうで、それが地震で建物が壊れる瞬間を捉えていたわけです。テレビ局がそれを入手して、テレビでどんどん流れたのを見た方もいらっしやるかと思います。

私の感想は、建物が非常に古いついということもありましたし、それから、特にほとんどが瓦屋根でしたよね。それから2階建てということで、ドライブレコーダーの揺れているときの映像を見ていると、本当に大きな横揺れが、結構、10秒間ぐらいで

○建設環境課長

すか、揺れていまして、あれだけ揺られたら多分壊れるなど思いましたよね。

それで、私は現場を当然見ていないもんですから推測なんです、あの頃の建物って瓦ですので、非常に頭が重たいんですね。それにもって行って、1階は、私たちが子どもの頃に育ったような住宅は壁が少ないんです。それで、例えばああいうふうに揺られれば、必ずああいうふうに折れちゃうんですね。

それで、柱っていうのは、例えば通し柱って行って、何本かは2階までずっと長く、6mとか、長い柱も何本かあるんですが、普通はあんまり何本も使わないもんですから、屈折して途中で折れちゃうんですね。ですので、もう起こるべくして起きたー起こるべくして起きたって言うよりも、地震に対しては崩れるべくして崩れる建物なんですよ。

そして、私が本当に心配するのは、中川村にもあいった建物が多分存在するんじゃないかなと思うんですが、ちょっと通告書の中には書かなかったんですが、課長、中川村にそういった耐震診断を必要とするような建物が何棟ぐらいあるかっていうデータっていうのはございますでしょうか。

そういったデータについては、今のところこちらのほうでは把握しておりません。(大原 孝芳) データは持っていないということで、私は、例えばそういったおうちに住まわれている方には、対象が昭和56年——1981年以前の建物だそうなんです——建物っていうのはやはりあるもんですから、建物のデザインとか建物に使われている外壁を見れば大体どの時代の建物だって分かるんです。

ぜひ、こういう建物は崩れるんだと、そういう建物は非常に耐震には程遠いっていうことを、やっぱり住民にはしっかり分かっていたいただきたいっていう思いで、次からちょっとまた質問に入ります。

まず、これは単独で頂いたんですが、ちょっと皆さんに配ればよかったんですが、長野県からのお知らせの中にこういう「住宅の耐震化を進めましょう」っていうリーフレットがございました。ちょっと私はこれを使わせていただいて今回の質問を進めさせていただいているんです。

その中で、非常に私もよくできたリーフレットだと思ったんですが、まず地震を知ることが大事じゃないかと。

それで、地震を知るっていうことは——さっきの6番議員もよく詳しくて、中川村にどんなような地震が想定されているか。よく言われる南海トラフのような地震は、これは長野県のことだけじゃなくて、東日本大震災のときには本当にすごく言われましたよね、次は南海トラフの地震が来るんじゃないかなんていうようなことを言われました。

しかしながら、これを見ますと、長野県ではいろんな地震が想定されています。

それから、例えば中川村に地震が来たときにはどのくらいの揺れが来るかっていうことも当然想定されていますでしょう。

リーフレットの中を見ますと今回能登半島で起きた震度7というところが北信のほうにありますね。そういったことが書かれています。

それから、当然、耐震診断を受けましょうと、それから耐震改修をやりましょう、それから耐震化に加えて地震保険に入りましょうと。火災保険に入っている地震保険とセットでないと地震による火災は適用にならないっていうようなことは御存じの方も多いと思います。

そういった本当にいいリーフレットがございましたので、ちょっとそれを一つずつ質問したいと思います。

まず1つとして、「地震を知る」という欄を見て、例えば私たちのところに地震が来るとしたらどのくらいの規模の地震が来るかっていうことを住民の方々は御存じかなど、本当に分かっているのかなっていうことがちょっと疑問に思いました。

私は、いろんな部署で震度6弱が来るんじゃないかっていうような……。

それで、微妙にあれですかね、例えば南向と片桐とは違ったりする、何か場所によって微妙に断層のことは違うと思うんですが、そういうことで、私はそのレベルで認識していたんです。

いざ能登半島の地震を見ますと、さっきも申しましたが、怖いって思っていないと困るんですよ。つまり、それは、これから大変なことになるよって皆さんをあおるんじゃないくて、正しく恐れてほしいと、私はそういうふうに思うんです。

したがって、住民の方々はいろんな媒体を使って、中川村に地震が来た場合にどのくらいの地震が来ると、例えば震度7が来るかもしれない、そうしたときにどういうことが起きるかっていうことを想像してほしいと思うんですよ。

そのためには、さっき言った耐震補強もしなきゃいけない、あるいは、建物だけじゃなくて、私の地域の近くには、何ですか、堤があるとか、ハザードマップじゃないんですけど……。だから、そういう想像力を持ってこういった毎日を過ごしていただくことが正しい恐れを感じて生きていただけるということだと私は感じているんです。

まず、住民の方にどのくらいそういったことを周知しているかっていうことで、過去にいろんなことでお知らせしていると思うんですが、例えばそこら辺をどういうふうに住民周知してきたかっていうところをちょっと教えてもらっていいですか。

それでは、地震を知ることについての御質問についてであります。

村内の既存建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的としました中川村耐震改修促進計画は、令和3年から7年までの計画期間に入っております。

その中で想定する地震につきましては、内陸型地震としては糸魚川—静岡構造線断層帯の地震、ほかに5つの地震、海溝型地震としましては東海地震、南海トラフ巨大地震を想定しています。

このうち海溝型の2つの地震については、国の見解として、いつ起きてもおかしくない、発生確率も非常に高いとしております。

また、県が想定します被害で最も人的被害が大きいものは、先ほどの糸魚川—静岡構造線断層帯全体が動いた場合の地震で、避難者数は18万人余りを想定しておりま

○建設環境課長  
○9 番

○建設環境課長

す。

この計画につきましては村のホームページや広報で周知を図ってまいりましたが、能登半島地震による住民の不安な気持ちを鑑みまして、再度周知を図りたいというふうに考えております。

○9 番 (大原 孝芳) 今、課長の言われたように、ホームページとか、そういうところで周知してきたってことなんですけど、あれですかね、例えば住民の方々が——今のここにもちょっと書いてあるんですけど、糸魚川—静岡構造線断層帯、これはフォッサマグナの辺ってことですかね。30年以内の地震発生確率は30%って書いてあるんです。

そういったことで、地震が来るんじゃないかっていうことは書いてあるんですけど、中川村で震度6弱とか、そういう数値も多分お知らせしていると思うんですけど、じゃあそういう震度で揺れると何が起きるかっていうことをイメージできるような発信って過去に何かございましたか。

○建設環境課長 すみません、中川村耐震改修促進計画の詳細については、すみません、資料を今は持ち合わせておりませんので、詳細については分かりませんので、ちょっと中身のことに關しては、申し訳ありません、答弁は差し控えさせていただきます。

○9 番 (大原 孝芳) 私は、例えば先ほど2番議員のときにもお話がちょっと出ていたんですが、やっぱり住民の皆さんが、何ていうんですかね、意識していただくことが一番いいと思うんですよね。

だから、やっぱり——人ごとではないっていうことは、今は分かるんですよ。しかし、時間がたつにつれて自分事じゃなくなっていったんですよ。ですので、やっぱり家族の中で、例えば友達との中で、こういうことが来たときにはこういうことが起きるってイメージを持っていていただきたいと、それがすごく私は大事だと思います。

つまり、命があれば、逃げられれば——まず建物は、やっぱり、あれですよ、地震が来れば今新築されている家だって必ずクラックが入ったりして無傷ではないと思いますよ、そんなのは。今の一般住宅は、耐震をしっかりやっている、耐震ってうたっているんですけど、鉄骨で徹底的にやらない限り、それは必ず、建物は傷みます。

でも、一番大事なのは、逃げられればいいですよ、避難できれば。つまり、建物が倒れてきてそこで亡くなっちゃうってというのは、これは避けられると私は思います。

したがって、何ていうか、ぜひ村民の皆さんに、もし中川村に想定されている地震が来たときに、自分の建物が倒れちゃって、逃げる間もないほどすぐに倒れちゃうのか、少し粘りっぽくて揺れている間に逃げれば私の命は助かるとか、そのくらいのことはぜひ想像していただけるようなことが私は大事だと思いますので、例えば防災訓練とか、また防災教室の中で、そこら辺は専門家をちゃんと連れてきて——そこら辺は防災士ができるかもしれない、そこら辺は。そういうことは容易にできると思うんですけど、どうでしょうか。

○村 長 伊那谷断層帯と言われるものは、5000年くらい前かと思いますが、そこに動いた可能性はある、痕跡があるということは聞いております。

それと、30年以内に起きる発生確率が非常に高まっているというのは、東海、東南海、南海トラフの連動型の巨大地震だと思います。防災計画にもありますが、これが起きたときには、片桐でも南向でも関係ないと思いますが、この地域は震度6弱が必ず起きるであろうというふうなことが言われておることをございまして、これについて多くの皆さんに知らせる方法とすれば、それはあるんでしょうけど、やたらに不安をあおらないということが必要だと思います。

こういう巨大地震が起きたときに、この地域が震度6弱で動いたらどうなるかっていうことは、ちょっと慎重に資料等を取り寄せながら、やたら不安視する必要はないんだけれども、やはり、いざっていうときにはどういうことが起こるかっていうことは、ちょっと、上という言い方はありませんが、県の御指導等も仰ぎながらお知らせをしていく必要があるかとは思っています。

○9 番 (大原 孝芳) 村長の言われる、何ですか、不安をあおるというんですかね、確かにそういうことはあってはならないんですが、私は、自分で正しく恐れるというか、つまり、どういうことが起きるかっていうことが分かっているということが私はすごく大事だと思うんですよね。

それで、震度6弱ですよ。6弱っていう揺れ方は例えばどういう揺れかって、例えば地震体験車っていうのに乗ったことがある方は分かるんですけど、震度6の揺れ方ってやっぱりすごいですよね。だから、やっぱり震度6弱でも建物が倒壊するものはしますよね。ですので、そういうことを私は言いたかったわけです。

したがって、どんどんあおっていくってことは、確かにそれは村長の言われるようによろしくないんですが、ぜひ、また専門家の知見もお借りしながら、そこら辺についてはちょっと庁内で揉んでいただいて、私の意見もちょっと参考にさせていただければありがたいなと思います。

じゃあ次に参ります。

まず、耐震診断が今までは非常に件数も少なかったと思います。先ほど申しましたが、私も非常に少ないなっていう感じは持っていました。

それから、耐震診断は無料でできる、国で2分の1、県と自治体で4分の1っていうことでお話は聞いていました。これは無料でできますので少しハードルは低いなと思うんですが、それでさえも、まだ少なかったですよ。

それで、その次なんですけど、耐震診断をして、例えばあなたの建物の耐震は非常にもうレベルが低いですよって言われたときに、その後の一歩が出せるかどうかということなんです。

それで、例えばここに私は100万円って書いて、最大100万円っていうことで、さっき課長のほうからの説明では、2分の1以内で、かつ100万円以内ですから、あれですかね、例えば……。ああそうか、補助金、補助はかかった経費の2分の1を見てくれるんですかね。

耐震の仕方にもよるんですが、例えば私たちがぱっと、ふと思うのは、筋交いを入れればいいのか、それから壁の量を増やすとか、そういう程度で直ればいいんですけど、もっと大きくなってくると、最大100万円ですから、例えばもう全体を全部改修するぐらいかかったときにも100万円しか出ないわけですよ。ですので、こういったときに、その次の改修までの一歩が踏み出せるかっていうことなんです。

それで、ここにも書きましたが、例えば古い建物っていうのはとかく——例えば御子息たちがお年寄りを残して都会へ働きに出ちゃったとか、老人世帯の方々のほうがなかなか大変だと思うんです。でも、そういった方はしっかり地域を守っているんですよ。

それで、じゃあ息子さんたちに、例えば都会で生活している息子さんやお嬢さんたちにおじいちゃんおばあちゃんのために何とか改修してやろうよっていうようなところまで動機づけが——動機づけになるかはちょっと分かんないんですが、今のこの制度で——例えば今回は22名の申込みがありそうですね。そうしたときに、この人たちを次のステージへ上げるような、つまり、診断しましたと、それで駄目だったときに次のステージへ進める方策としてこの制度だけで十分かどうかはちょっと心配されるんですが、感触としてはどうでしょうかね、今までやってこられて。

○建設環境課長

この100万円の補助制度についてであります、国、県、市町村の補助によって行っているものであります。

それで、この100万円でありまして、去る2月2日の信濃毎日新聞のほうで現在100万円を限度としている木造住宅の耐震改修補助金を県の単費によって50万円を限度に上乗せ補填するという報道がありました。これによって合計で150万円ということになるんですけども、県のほうでは能登半島地震を受けまして道路の寸断による孤立集落対策も含めた一体的な対策も図っていく、その中での補助金の上乗せということのようであります。

なお、この内容に関する自治体への説明については3月中に行われる予定でありますので、今のところまだ詳細について市町村のほうには下りてきていないという状況であります。

ですので、100万円が150万円に上がったとして改修が進捗するかっていうのは、これまでの補助金が100万円であったことを考えますと、急激に増えるということとはそうすぐにはいかないかと思っておりますけれども、内容と状況を把握しながら適切な運用と耐震改修の促進を図っていきたいというふうに考えております。

○9番

(大原 孝芳) 今、2月に報道があつて50万円アップすると、まあ少しは、あれですかね、前へ進みそうですかね。

しかしながら、まあ、なかなか……。

私は、あれなんです、古い建物もいろいろ見たことがあるんですけど、以前もここで申したことがあるんですけど、やり方によっては、例えば見栄えとか、そういうことを考えなければそこそこな耐震はできるんですよ。

例えば新築のようにきちんと筋交いなんかを化粧壁の中へ入れちゃったりするとか

……。よく分かる言い方は、柱の間をバツテンにすればいいんですよ。それから、そういう壁が多くあればいい。だから、よく地震のときに強いて言われるのは、トイレとか、柱の数が近ければ近いほどいいですよ。だから、建物の安全なところは、例えばトイレとか浴室とか言われているんです、それは。

だから、一番危ないのは、スパンが広い、例えば昔の建物のように建具を外せば全部一部屋になっちゃうような建物が一番危ないんですよ。

ですので、やり方によっても、例えばお金がない方に、非常に厳しい方に耐震を勧めるには、今はこの制度があるから使ってくださいよっていうやり方にプラス、施工方法とか、そういったこともアドバイスできるようなことをすれば、私はより進むと思いますよ。例えば建設業組合とか建築士会とか、そういうところはできると思うんです。

だから、耐震診断をやつてアウトになった方々にこういう制度があるからこういう制度を使つてやってくださいよっていうふうにはほつたらかしちゃうよりも、もう一歩踏み込んで耐震の仕方のアドバイスをしあげると。

業者さんによってはすごくお金をかけちゃう業者さんもいれば、もう少し簡易に耐震できる……。

それから、例えばお年寄りなりの寝ている場所を、ここは寝室には向かないからと——部屋を見れば分かるんですよ。ですから、ここは寝室には向かないからここを寝室の場所にしましょうとか、そういったことを言う方々を入れながら、圧死っていうか、地震のときに建物の下敷きになるようなことを防ぐということもしていかないと、なかなか変わらないと思います。

だから、能登半島のあの建物は、恐らく耐震のことをやってこなかったんですよ。もう亡くなられた方は本当にお気の毒なんです、そういうことをやってこなかったつけが今回に回つてきちゃったんです。ここで私がこんなことを言うのはひどいって言われるかもしれませんが、誰かがどこかでこういうことをやんなきゃ駄目ですよ。

ですので、私は、中川村においては、ぜひ補助金がありますので使ってください、あとは皆さんに任せますでは、これは足りないと思うんだ。もう一歩踏み出して、どういふ耐震のお金をかけないやり方があつて、多少見栄えが悪くても一時的にしのげると、そこまで行ってほしいと思うんですが、私の願望だけなんです、ちょっと細かく通告していないもんですから答えられるかどうか分かんないですけど、村長はどう思いますかね。

○村長

実は私のうちも古いうちでありますので、やたらに屋根が重くて、壁がなくて、昔は養蚕をやつておりましたから、障子とふすま、こういううちです。ですから、何しろ雨が降る6月以降になるとふすまが外せなくなるようなうちです。

それで、耐震診断をしてもらいました。やはり耐震力がなくて倒壊しますよということで診断をしていただいたところでございますが、その後、多少なりとも直したいということで設計士さんを入れて相談しました。

それで、たしか国の補助金をもらうにはちゃんとした耐震診断ができる設計士さんがこういうふうにすると耐震力がこのぐらいまで上がりますよというものでないと補助金は下りないはずなんです、数字はちょっと忘れましたが。

それで、私のうちの話をして、屋根がやたらに重くて、これを取って軽いものにしないと、幾ら下の壁を直しても——つまり、壁を幾つか入れました。それで、小さい部屋に間仕切りして、中には、何ていうんですか、ブレースっていう筋交いを入れて、壁でサンドにして見えないようにして、柱と柱の下には、何ていうんですか、金物を全部入れたにもかかわらず、それをしないと駄目ですということでしたので、おっしゃるとおり、おうちによっては物すごく金がかかるということがあるかと思えます。

ですから、設計する皆さんは、最低限こういうことをすれば何とかありますよという——資格のある皆さんですから、これは施主の皆さんと相談をよくしていただいて、それから直していただければいいかなと思いますし、当然そういう前提でのお話に持っていくように設計もやっていただけたらと思いますので、それこそ行政の知らない者が「釈迦に説法」はいけませんけれども、ぜひ改装しようとする皆さんには最低限こういうふうにしたらどうなんでしょうかっていうようなこともお話いただくようお願いをしていきたいと、こういうことで、今のところお話を聞きながら思ったのはそういうことだと思います。

○9 番 (大原 孝芳) 今は村長の体験から……。

ですので、耐震診断はこら辺の設計事務所でもみんなやっているものですから、ぜひまた……。

ですから、そういうふうに住民を誘導できるように説明もしていただければいいかと思えますので、つまり、診断して、それから、もし必要があれば改修に行くっていう、それを誘導できるような形をやっぱり丁寧に説明できるように体制を取っていただけたらと思いますので、よろしくお話ししたいと思えます。

では次に参ります。

改修は終わりましたね。

これも書いちゃったんですが、先ほど申しましたが保険の問題ですよ。

それで、能登半島の地震では、例えばテレビなんかでは、被災した家屋の方にインタビューしたときに今後どうされるんですかと聞くと、もう私は年だから、もう建物は諦めたよとか——それで、国会の予算委員会の中でも今は300万円っていう話が出ていますが、もっと上げるべきじゃないかっていうような意見もどんどん出ていますが、これはすぐには直らないんですよ。

だから、やっぱり自分で用意をしなきゃいけないっていうことも、しっかり——これは県のツールに書いてあるものから分かっている人は分かっているんですが——つまり、大きな地震が来れば建物って必ず傷むんですよ、必ず。それから、あとは、置いてあるものは当然倒壊しますが、壁にクラックが入ったりして、それは相当来ると思えます。

○建設環境課長

したがって、地震保険に中川村の方がどのくらい入っているか分からないんですが、これも村、行政として地震保険加入を勧めるっていうことはあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

つまり、例えば倒壊したときにお金はたくさん出ないですよ、300万円の家を直しなさいですよ、新築はできっこないし、改修の度合いにもよりますけど。

だから、こういう実態っていうのも住民に周知しているかっていうことをちょっとお伺いしたいんですけど、地震保険についてはどうでしょうか。

それでは、地震保険のことについてであります、その前に、支援金のことについてまずお話をさせていただきたいと思えます。

自然災害により被災した際は、県が拠出した資金から被災者生活再建支援制度による支援金が支給されます。最高額は、損害割合50%以上で住宅を建設または購入により再建する際に300万円が支給されます。自然災害の規模による可否や損害割合による金額差はありますが、公的支援としては最適な支援制度であるというふうに思われます。

次に、基本的には個々に加入される地震保険がもしもの備えとしては最も確実な保険であります。日頃の経済的な備えとしては、地震保険への御加入を検討いただくことが現実的かと思われます。こちらについては、村のほうへ損害保険協会のほうからポスターの掲示であるとか広報への掲載等の依頼が来ておりますので、そういったものには対応させていただいて周知を図っているという状況であります。

能登半島地震を契機にしまして、先ほどの耐震診断への引き合いが一気に増えてまいりました。身近な地域での被災状況を目の当たりにして木造住宅に対する不安が増加したというふうに思っております。

村民の生命・財産保護の観点からも、適切な補助事業や、こういった地震保険の周知をはじめとした地震対策の周知に心がけていきたいというふうに考えております。

○9 番 (大原 孝芳) 損保会社とか、そういうところのポスターを貼ったりされているりやっっていくということであるし、やってきたと思えます。

ぜひ、何ていうんですか、最後に頼りになるのはそういったことですし、行政から出るお金も当然限りがあるものから、それはもう期待できないんですけど、やっぱりこんなはずじゃなかったっていうことだけは避けていったほうがいいと思うんですよ。ですので、村民が本当に困らないように、ぜひこら辺はやっぱり周知していただきたいと思えます。

それから、次に参ります。

先ほどの2番議員は、能登半島の地震を教訓に、具体的にこうしたほうがいいんじゃないかっていうことでいろいろきちんと提案されていましたが、私のほうは、中川村の想定している場合とは大分ちょっと異なると思うんですけど、特に避難されている方の今の状況なんかを見ていて、例えばトイレの問題とか、今一番何が困っているのかって被災者がインタビューを受けると、トイレの問題とか、いろんなことが出てきているんです。

○総務課長

中川村でのいろんな備品、例えば簡易トイレとかは用意されているってことなんですけど、今、行政のほうでは、地域防災計画っていうんですかね、これで計画している中をちょっと鑑みて、例えば今回の能登半島の地震——どどんニーズは変わってくると思うんですが——何かあれですか、まあ村長が一番いいんですかね、この件は。これはちょっとうちも気をつけなきゃいけないかなとか、そんなようなことがあったら行政のほうからちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうかね。

今回のような大きな災害が発生した場合、また新たな問題や課題ってのが見えてきた場合におきましては、これを教訓に各種法令ですとか諸基準が見直されてきます。中川村地域防災計画につきましても、これに対応してその都度見直しを進めてきているというところでもあります。

また、各種課題に応じた災害関連の各種協定というのがたくさんございます。その時々状況に応じて追加をされてきてまして、現在は官民合わせて 38 の災害関連の協定を締結してきております。これは各種課題に応じた対応ができるように進めてきたものの一つかというふうに考えております。

先ほども申しましたとおり、現在は災害時を含めたドローンの活用について関係者と協定締結の検討中という状況であります。

それで、地域防災計画を見直すような課題があるかというような御質問でございますけれども、現在の能登半島の状況については報道や県からの情報から知るといったようなところでございます。

村では、「チームながの」の一員としまして、3月11日月曜日～16日土曜日の6日間、輪島市の避難所運営支援に防災を担当しております危機管理係長と職員の2名を派遣する予定でございます。

また、3月17日～3月23日の7日間につきましては、羽咋市のほうへ家屋被害認定調査また罹災証明発行支援に建築士を含む3人の職員を派遣する予定であります。

大変過酷な現場に入っただけの支援であります。派遣される職員には苦労いただくことになってしまいますけれども、罹災され被害に遭われた方々に寄り添っての活動を期待しているところであります。

実際に災害現場に入って活動するといった貴重な体験の中で、必要なことですとか課題を感じた点につきましては、何らかの形でこれを生かしていく必要があるというふうには考えております。

また、「チームながの」が支援に入っている輪島市や羽咋市の支援の状況につきましては、支援に当たっている長野県、それぞれの市町村の職員のほうから困っている点ですとか改善すべき点といったような情報が日々寄せられているということでありまして、このような情報は大変貴重なものでございますので、こうした情報も今後の計画や活動に生かしていかなければならないというふうに考えております。

それで、課題の整理についてはこれからというような状況でございます。

地域防災計画の見直しについては2番議員への答弁のとおりでありますけれども、計画には書き切れない個々の課題も多々あるかというふうに思います。これらの課題

○9 番

については、各種情報を整理して、また派遣されました職員の意見を聞きながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

(大原 孝芳) 今度、村の職員が派遣されるということで、帰ってこられたら現状の報告会みたいなものには議会もぜひ呼んでいただきたいと思っております。

私たちがテレビなんかで被災地を見ても、それは全然実感が湧かないんですよね。

私は、3・11のときは近いときに行って見てきたんですけど、それはやっぱり画面で見るのと実際に見るとじゃ大変な違いだと思います。

それから、こういったことは、本当にみんな「喉元過ぎれば」の世界でだんだん忘れていってしまうんですよね。

だから、しっかり——今は防災士も育っていますし、いろんな場面で、あおるんではなくて、こういうことが起き得るっていうことをやっぱり認識していないと——この前の地震で揺れたときもすごい私は怖かったですよね、あの怖さは、私は3・11のときと一緒でした。あれだけ揺れたもんで恐らくどこかで大きな地震が起きたなってすぐに感じたんですよね。そのくらい能登半島の地震は、私は怖かったですね。

ですので、こういうことが中川村でも起きるっていうことは、これは本当に、あおるんじゃなくて、私は分かっているほしいと、起き得るんだ、日本に住んでいれば地震は起きるっていうことなんですよ。

ですので、私は、あおるんじゃなくて、そういうことで、日々そんなことばかり考えていては生きていけないんですが、あの惨状を見ると、ぜひ皆さんが亡くならないように、せめて命だけは助かって、また復旧復興はできるかもしれない、けど命を落としたらもう駄目なんですよ。そのために今できることからやっていただきたいと、そんな思いを込めて、一般質問を終わります。

○議長

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時08分 散会]